

調査・設計共通仕様書

令和 5 年 4 月

福岡北九州高速道路公社

総 目 次

第1編 設 計 業 務 等

第2編 測 量 調 査 業 務

第3編 地質・土質調査業務

第4編 発注者支援業務

第5編 事業調査業務

【 様 式 集 】

第 1 編 設計業務等

第 1 編 設計業務等

目 次

第 1 編 設計業務等	1-1
第 1 章 総則	1-1
第 1101 条 適用	1-1
第 1102 条 用語の定義	1-1
第 1103 条 受発注者の責務	1-4
第 1104 条 業務の着手	1-4
第 1105 条 遅延日数の算定	1-4
第 1106 条 設計図書の支給及び点検	1-4
第 1107 条 監督員	1-5
第 1108 条 管理技術者	1-5
第 1109 条 照査技術者及び照査の実施	1-6
第 1110 条 現場作業責任者	1-7
第 1111 条 担当技術者	1-7
第 1112 条 提出書類	1-7
第 1113 条 打合せ等	1-8
第 1114 条 業務計画書	1-8
第 1115 条 資料の貸与及び返却	1-9
第 1116 条 関係官公庁への手続き等	1-9
第 1117 条 地元関係者との交渉等	1-9
第 1118 条 土地への立ち入り等	1-10
第 1119 条 成果品の提出	1-10
第 1120 条 関連法令及び条例の遵守	1-11
第 1121 条 検査	1-11
第 1122 条 修補	1-11
第 1123 条 条件変更等	1-11
第 1124 条 契約変更	1-12
第 1125 条 業務期間の変更	1-12
第 1126 条 一時中止	1-12
第 1127 条 発注者の賠償責任	1-13
第 1128 条 受注者の賠償責任等	1-13
第 1129 条 部分使用	1-13
第 1130 条 再委託	1-13
第 1131 条 成果品の使用等	1-14
第 1132 条 受注者の異議申し立て	1-14
第 1133 条 守秘義務	1-15
第 1134 条 個人情報の取扱い	1-15
第 1135 条 安全等の確保	1-17
第 1136 条 臨機の措置	1-18
第 1137 条 履行報告	1-18

第 1138 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-18
第 1139 条	低価格調査	1-18
第 1140 条	行政情報流出防止対策の強化	1-18
第 1141 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-20
第 1142 条	保険加入の義務	1-20
第 1143 条	文化財の保護	1-20
第 1144 条	不可抗力による損害	1-20
第 1145 条	新技術の活用について	1-21
第 2 章	設計業務等一般	1-22
第 1201 条	使用する技術基準等	1-22
第 1202 条	現地踏査	1-22
第 1203 条	設計業務等の種類	1-22
第 1204 条	調査業務の内容	1-22
第 1205 条	計画業務の内容	1-22
第 1206 条	設計業務の内容	1-22
第 1207 条	調査業務の条件	1-23
第 1208 条	計画業務の条件	1-23
第 1209 条	設計業務の条件	1-24
第 1210 条	調査業務及び計画業務の成果	1-25
第 1211 条	設計業務の成果	1-25
第 1212 条	環境配慮の条件	1-26
第 1213 条	維持管理への配慮	1-27
(参考)	主要技術基準及び参考図書	1-28
第 3 章	交通現況調査	1-47
第 1 節	交通現況調査	
第 1301 条	交通現況調査の種類	1-47
第 2 節	交通量調査	
第 1302 条	交通量調査の区分	1-47
第 1303 条	単路部交通量調査	1-47
第 1304 条	交差点部交通量調査	1-48
第 3 節	速度調査	
第 1305 条	速度調査の区分	1-49
第 1306 条	走行速度調査	1-49
第 1307 条	旅行速度調査	1-50

第4節 起終点調査	
第1308条 起終点調査の種類	1-50
第1309条 路側OD調査	1-50
第1310条 オーナーインタビューOD調査	1-52
第5節 交通渋滞調査	
第1311条 交通渋滞調査	1-53
第6節 駐車場調査	
第1312条 駐車場調査の区分	1-54
第1313条 駐車場施設実態調査	1-54
第1314条 駐車原単位調査	1-55
第7節 成果品	
第1315条 成果品	1-56
第4章 交通量推計調査	1-57
第1節 交通量推計調査の種類	
第1401条 交通量推計調査の種類	1-57
第2節 交通量推計調査	
第1402条 交通量推計調査	1-57
第1403条 成果品	1-58
第5章 路線計画	1-60
第1501条 一般事項	1-60
第1502条 予備調査	1-62
第1503条 第一次路線計画	1-64
第1504条 第二次路線計画	1-66
第1505条 都市計画決定用資料作成	1-68
第6章 線形設計	1-70
第1601条 適用範囲	1-70
第1602条 線形設計方針	1-70
第1603条 業務の実施	1-70
第1604条 業務計画書	1-70
第1605条 成果品	1-70

第7章 構造物設計	1-71
第1節 適用範囲	
第1701条 適用範囲	1-71
第2節 設計一般	
第1702条 適用すべき諸基準	1-71
第1703条 設計方針	1-71
第1704条 設計計算書	1-71
第3節 構造物設計	
第1705条 基本設計	1-72
第1706条 概算設計	1-72
第1707条 概略設計	1-73
第1708条 詳細設計	1-74
第1709条 照査	1-76
第1710条 成果品	1-78
第8章 道路構造物点検	1-79
第1節 道路構造物点検の種類	
第1801条 道路構造物点検の種類	1-79
第2節 道路構造物定期点検	
第1802条 道路構造物定期点検	1-79
第3節 成果品	
第1803条 成果品	1-81

第1編 設計業務等

第1章 総則

第1101条 適用

1. 調査・設計共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）における本編は、福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として請負契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。）に係る業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 設計図書と指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第1102条 用語の定義

本編に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び現場監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任監督員および現場監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。

また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている現場監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者または発注者が承諾した者をいう。
12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
13. 「契約書」とは、業務請負契約書をいう。
14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
18. 「金額を記載しない設計書」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者か

- ら変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
23. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
24. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「提示」とは、受注者が監督員または検査員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
33. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
35. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。
37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
42. 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
43. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 1103 条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第 1104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（福岡北九州高速道路公社就業規則第 8 条の 2 第 1 項に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に設計業務等に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第 1105 条 遅延日数の算定

契約書に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{遅延日数} = & (\text{完了届受領日} - \text{契約業務期間末日}) \\ & + (\text{修補の完了届受領日} - \text{検査不合格の通知日}) \end{aligned}$$

この場合において、「検査不合格の通知日」及び「修補の完了届受領日」とは、それぞれ契約書第 30 条第 2 項及び第 5 項に規定するものをいう。

第 1106 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

第1107条 監督員

1. 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第1108条 管理技術者

1. 契約書第9条第1項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属するものとする。
2. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門。）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野－業務）は特記仕様書による。）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者。）※等の業務内容に応じた資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

5. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
8. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第1109条 照査技術者及び照査の実施

1. 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する照査技術者は、受注者に所属するものとする。
2. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図—設計計算書間、設計図—数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - （1）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - （2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目。）または業務に該当する部門。）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による。）、RCCM（業務に該当する登録技術部門。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者。）等の業務内容に応じた資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
 - （3）照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - （4）照査技術者は、設計図書に定めるまたは監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - （5）照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る。）。
 - （6）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（書面または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
 - （7）以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」（国土交通省に準じる。）に基づき実施するものとする。
 - I 樋門・樋管詳細設計
 - II 排水機場詳細設計
 - III 築堤護岸詳細設計
 - IV 道路詳細設計（平面交差点を含む。）

- V 橋梁詳細設計
- VI 山岳トンネル詳細設計
- VII 共同溝詳細設計
- VIII 仮設構造物詳細設計

4. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1110 条 現場作業責任者

- (1) 受注者は、現場業務において管理技術者が現場に常駐できない場合は、別に現場作業責任者を定めることができる。
- なお、現場作業責任者は受注者に所属する者とし、その氏名その他必要事項を巻末【様式集】にある様式－1により監督員に提出しなければならない。現場作業責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 現場作業責任者は、管理技術者の権限のうち、次に掲げるもの以外を行使することはできない。
- ア 立会確認日の通知

第 1111 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く。)
- なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 1112 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督

員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第1113条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第1114条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（1）業務概要	（2）実施方針
（3）業務工程	（4）業務組織計画
（5）打合せ計画	（6）成果品の品質を確保するための計画
（7）成果品の内容、部数	（8）使用する主な図書及び基準
（9）連絡体制（緊急時含む。）	（10）使用する主な機器

(11) その他

(2) 実施方針または(11)その他には、第1134条個人情報情報の取扱い、第1135条安全等の確保及び第1140条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められたときの対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1115条 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第1116条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等へ手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第1117条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 1118 条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、契約書第 12 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
 なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
 なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く。）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1119 条 成果品の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合で、同意した場合は業務期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、「電子納品等の手引き（福岡北九州高速道路公社・最新版）（以下「手引き」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「手引き」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第 1120 条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 1121 条 検査

1. 受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果品の検査
 - (2) 設計業務等管理状況の検査
 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
 なお、電子納品の検査時の対応については「手引き」に基づくものとする。

第 1122 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 1123 条 条件変更等

1. 契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と

受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2. 監督員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1124条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務請負契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合
 - (2) 業務期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1123条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

第1125条 業務期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、業務期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、業務期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残業務期間及び残業務量等から業務期間の変更が必要でないと判断した場合は、業務期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、業務期間の延長が必要と判断した場合には、業務期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により業務期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1126条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部または一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による

設計業務等の中断については、第1136条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部または一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1127条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1128条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償または履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1129条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1130条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型制作、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 福岡北九州高速道路公社会計規程第72条第1項の規定に基づき契約の性質または目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、公社の一般競争参加資格者である場合は、公社の指名停止期間中であってはならない。

第1131条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独でまたは他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1132条 受注者の異議申し立て

1. 受注者は、発注者または監督員の指示もしくは決定に異議がある場合には、当該指示もしくは決定を受けた日から10日以内に書面により異議申し立てを行うことができるものとする。

なお、受注者が、10日以内に異議を申し立てない場合には、発注者または監督員の指示もしくは決定に合意したものとする。
2. 発注者または監督員は、異議申し立ての書面を受理した場合には、速やかに受注者と協議を行うものとする。
3. 受注者は、異議申し立てを行なった場合においても、第1126条一時中止により発注者が業務の一時中止を指示した場合を除き、業務の全部または一部を中止してはならない。

第 1133 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1114条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められまたそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 1134 条 個人情報の取扱い**1. 基本的事項**

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示または承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者

を特定するなど管理体制を定め、第 1114 条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 1135 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には高速道路交通警察隊、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書

を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 1136 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果品の品質および業務期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1137 条 履行報告

受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

第 1138 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に提出しなければならない。

第 1139 条 低価格調査

予定価格が 1000 万円を超える業務で、指名競争に付するもののうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合は、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等を行うので、受注者は協力すること。

第 1140 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 1114 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報

を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 1114 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 1141 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第 1142 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第 1143 条 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、屋外で行う業務の実施にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、業務の実施中に文化財を発見したときは直ちに業務を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、業務の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る業務に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

第 1144 条 不可抗力による損害

1. 業務災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 28 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに業務災害報告書を監督員を通じて発注者に報告しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第 28 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断

してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
- ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
- ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
- ④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 25 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責に帰するものをいう。

第 1145 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）、福岡県新技術・新工法ライブラリー、福岡北九州高速道路公社新技術活用促進制度等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

第 2 章 設計業務等一般

第 1201 条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第 1202 条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書または数量総括表による。

第 1203 条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築または修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第 1204 条 調査業務の内容

調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第 1205 条 計画業務の内容

計画業務とは、第 1115 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第 1206 条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第 1115 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計または詳細設計を行うことをいう。

ただし、線形設計については第 6 章によるものとし、構造物設計については第 7 章によるものとする。

2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等

に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。

3. 予備設計とは、空中写真図または実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む。）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1115条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1115条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1115条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1115条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1115条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1115条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監

督員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等を示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

第 1209 条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1115 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1115 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項において、第 1115 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。
また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計または予備設計等を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。

この提案は概略設計または予備設計等を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等。）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計または予備設計等における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）、福岡県新技術・新工法ライブラリー、福岡北九州高速道路公社新技術活用促進制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む。）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）、福岡県新技術・新工法ライブラリー、福岡北九州高速道路公社新技術活用促進制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第3章以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表または特記仕様書によるものとする。

第 1211 条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

（1）設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

（2）設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第 1212 条 環境配慮の条件

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月法律第 110 号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 100 号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第 6 条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。
4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

第 1213 条 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

主要技術基準及び参考図書

1) 福岡北九州高速道路公社の技術基準類

R5. 4 現在

No.	名 称	発行年月
1	調査・設計共通仕様書	R5. 4
2	土木工事共通仕様書	R5. 4
3	土木工事施工管理の手引き	R5. 4
4	電子納品等の手引き	R5. 4
5	設計基準 第 1 部 計画基準	R5. 2
6	設計基準 第 2 部 構造物設計基準（橋梁編）	R5. 2
7	設計基準 第 3 部 構造物設計基準（付属構造編）	R5. 2
8	鋼構造物補修基準	H25. 4
9	高力ボルト補修基準	R2. 4
10	コンクリート構造物補修基準	H25. 9
11	高欄補強設計要領	H14. 4
12	床版補強設計施工要領	H25. 4
13	トンネル内装板補修要領	H14. 4
14	既設 R C 床版防水工設計施工基準	R4. 4
15	既設橋連結型ノージョイント工法の設計施工要領	H14. 4
16	金属溶射の維持管理要領	R4. 12
17	伸縮継手補修基準	H25. 4
18	塗装補修基準	R2. 4
19	道路標識維持管理要領	H14. 4
20	舗装補修基準	H25. 11
21	既設橋の支承・落橋防止システムの選定要領	H14. 4
22	植栽維持管理要領	H14. 4
23	清掃維持管理要領	H14. 4
24	点検要領 道路構造物の点検要領	H19. 4
25	点検要領 荒津大橋点検要領（主塔・上部構造編）	H4. 4
26	点検要領 道路標識維持管理要領	H14. 4
27	高速道路上工事の保安施設実施要領	H25. 4
28	近接施工に係る設計施工指導要領	R1. 11

※「線形設計図書作成要領（H14.4）」と「構造物設計図書作成要領（H14.4）」は、「電子納品等の手引き」に付属している。

2) その他基準類

(参考) 主要技術基準及び参考図書

R4. 4 現在

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 平成 11 年版	土木学会	H11. 11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R4. 2
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）	国土交通省	R 元. 9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省 九州地方整備局	R3. 3
11	地盤調査の方法と解説（2 分冊）	地盤工学会	H25. 3
12	地盤材料試験の方法と解説（2 分冊）	地盤工学会	H21. 11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2. 3
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4
16	公共測量 作業規定の準則（平成 28 年 3 月 31 日改正版） 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28. 3
17	公共測量 作業規定の準則（平成 28 年 3 月 31 日改正版） 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28. 3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30. 3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換 マニュアル	国土地理院	H19. 11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準 点成果改訂マニュアル（案）	国土地理院	H13. 5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R4. 3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R3. 3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3
25	2017 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30. 3
26	2014 年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27. 10

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
27	2013 年制定 コンクリート標準示方書 【ダムコンクリート編】	土木学会	H25. 10
28	2018 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規 準および関連規準】 + 【JIS 規格集】	土木学会	H30. 11
29	2018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30. 10
30	2017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30. 3
31	2012 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2. 3
33	CAD 製図基準	国土交通省	H29. 3
34	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2. 3
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・ 保管要領（案）・同解説	一般社団法人 全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
37	コンクリートライブラリー66 号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4
38	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説/[山 岳工法編]・同解説	土木学会	H28. 8
39	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説/[シ ールド工法編]・同解説	土木学会	H28. 8
40	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説/[開 削工法編]・同解説	土木学会	H28. 8
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測 指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針（改訂版）	日本トンネル技術協会	H11. 2
43	日本下水道協会規格（J S W A S） シールド工事用標準セグメント（A-3, 4）	日本下水道協会	H13. 7
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16. 12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地盤工学会	H24. 5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト 協会	H23. 9
49	ジェットグラウト工法（積算資料）	日本ジェットグラウト 協会	H23. 9
50	大深度土留め設計・施工指針（案）	先端建設技術センター	H6. 10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、 ガイドライン	建設省土木研究所	H4. 3
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H1. 6
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58. 6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5
58	防災設備に関する指針 －電源と配線及び非常用の照明装置－ 2004 年版	日本電設工業協会	H16. 9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・ 昇降機センター	H7. 8
60	日本建設機械要覧 2016 年版	日本建設機械施工協会	H28. 3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）	日本建設機械施工協会	H13. 2
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25. 11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン 改訂版（案）	国土地理院	H20. 3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ 製品仕様書（案）【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26. 4
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19. 11
69	「猛禽類保護の進め方（改訂版） －特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ－」	環境省	H24. 12
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル Ⅰ．基本評価編	環境庁	H11. 6
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル Ⅱ．地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12. 4
73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver. 4. 1	環境省 水・大気環境局	H30. 3
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R 元. 11
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R 元. 11
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R 元. 11
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R 元. 11
79	製品仕様書等サンプル 撮影 （標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R 元. 11
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R 元. 11
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R 元. 11

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R 元. 11
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29. 10
84	土木工事数量算出要領 (案)	国土交通省	R2. 4
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)	国土交通省	R2. 4
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案)	国土地理院	H24. 5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29. 2
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27. 7
89	マルチ GNSS 測量マニュアル (案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2. 6
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25. 6
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20. 4
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案)	国土交通省	H21. 4
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27. 6
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案)	国土交通省	H28. 3
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法 技術検討委員会	H28. 7
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法 技術検討委員会	H29. 3
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)	建設工事における自然由来 重金属等含有土砂への対応 マニュアル検討委員会	H22. 3
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)	土木研究所 (編集) 地盤汚 染対応技術検討委員会	H24. 4
100	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル [暫定版]	土木研究所 (編集)	H17. 12
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)	H21. 10
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及 び標準化による生産性向上 検討委員会	H30. 6
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及 び標準化による生産性向上 検討委員会	H30. 6
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリ ート工技術委員会ガイドラ イン検討小委員会	H31. 1

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
105	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H29. 3
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
107	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院	H31. 3
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31. 3
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院	R 元. 12

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2. 3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源環境整備センター	H12. 12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30. 3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	H16. 3
8	建設省河川砂防技術基準（案）設計編	建設省	H9. 5
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）	国土交通省	H27. 3
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）	国土交通省	H28. 3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（砂防編）	国土交通省	H28. 3
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
13	増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
14	流域貯留施設等技術指針（案）－増補改訂版－	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30. 5
16	数字でみる港湾 2020	日本港湾協会	R2. 7
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物、 溶接・接合編）－付解説－ ・FRP（M）水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
20	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省	H28. 3
21	ダム・堰施設技術基準（案） （基準解説編・マニュアル編）	ダム・堰施設技術協会	H28. 10
22	水門・樋門ゲート設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
23	鋼製起伏ゲート設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
24	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
25	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会	H12. 6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3
27	揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30. 8
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
30	(第2次改訂) ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
31	仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省河川局治水課	H26. 12
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61. 11
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
38	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28. 1
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28. 1
40	河川関係法令例規集 (加除式)	第1法規	—
41	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2015年版	全国漁港漁場協会	H28. 3
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針 (案)	日本港湾協会	S52. 3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備 センター	H11. 9
48	都市河川計画の手引き (洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5. 6
49	河川構造物設計業務ガイドライン (護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5. 10
50	河川構造物設計業務ガイドライン (樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8. 11
51	河川構造物設計業務ガイドライン (堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8. 11
52	土木構造物設計マニュアル (案) ー樋門編ー	全日本建設技術協会	H14. 1
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1
56	人工リーフの設計の手引き (改訂版) の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6
57	治水経済調査マニュアル (案)	国土交通省河川局	H17. 4
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3
59	ビーチ計画・設計マニュアル (改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17. 10
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3. 3

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	H25. 11
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8
65	溪流環境整備計画策定マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H6. 9
66	砂防における自然環境調査マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H3. 1
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H27. 3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7
69	鋼製砂防構造物設計便覧（令和 3 年版）	砂防・地すべり技術 センター	R3. 9
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領（案）	建設省河川局砂防部	H11. 4
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R 元. 5
73	ダム事業の手引き（平成元年度版）	ダム技術センター	H1. 4
74	フィルダムの耐震設計指針（案）	国土開発技術研究 センター	H3. 6
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6
76	改訂 3 版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き （平成 23 年改訂版）	電力土木技術協会	H23. 3
79	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験 法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
82	軟岩の調査・試験の指針（案）～1991 年版～	土木学会	H3. 11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する 資料	国土交通省河川局 河川環境課	H18. 8
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省 河川局・港湾局、 農林水産省 農村振興局、水産庁	H18. 1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13. 8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案） （河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30. 12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	H31. 3
92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11. 10
93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24. 6
94	改訂版 巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する 技術指針（案）	国土交通省	H21. 7
96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤 研究グループ（地質）他	H18. 3
97	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19. 9
98	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22. 5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）	国土交通省	H27. 7
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第3版）	国土交通省	R 元. 9
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4
102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備 センター	H23. 10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き（案）	国土交通省	H17. 6
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 1
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・ 国土交通省河川局・ 国土交通省港湾局	R2. 4
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 10	国土交通省水管理・国土 保全局海岸室、国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室	H31. 4
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等 管理システムガイドライン（Ver3. 1）	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・ 国土交通省河川局・ 国土交通省港湾局	H28. 4
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・ 国土交通省河川局・ 国土交通省港湾局	H21. 6

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、 農林水産省水産庁防災漁村課、 国土交通省水管理・国土保全局 海岸室、国土交通省港湾局 海岸・防災課	R2. 6
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）	国土交通省 水管理・国土保全局砂防部	R3. 1
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国土交通省 水管理・国土保全局砂防部	R3. 1
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国土交通省 水管理・国土保全局砂防部	R3. 1
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル （案）	建設省 砂防部	R3. 1
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）	国土交通省 水管理・国土保全局砂防部	R2. 3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を 作成・発表するための手引き	国土交通省 水管理・国土保全局砂防部 気象庁予報部	R3. 6
123	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携に よる土砂災害警戒基準雨量の設定手法（案）	国土交通省 河川局砂防部、気象庁予報部、 国土交通省 国土技術政策総合研究所	H17. 6
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課	R2. 10
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き （案）	国土交通省 水管理・国土保全局砂防部	H25. 3
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術 指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン （案）	国土交通省 河川局砂防部保全課	H22. 2
130	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省 国土技術政策総合研究所	H24. 4
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算 マニュアル（案）	土木研究所	H25. 1
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置 マニュアル（案）	土木研究所	H24. 6
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価 マニュアル（案）	土木研究所	H21. 1
134	天然ダム監視技術マニュアル（案）	土木研究所	H20. 12
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル （案）	土木研究所	H20. 11

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H17. 7
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 12
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8. 2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料（案）	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3
140	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4. 4
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省 国土技術政策総合研究所	H26. 9
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省 水管理・国土保全局	H23. 11
143	砂防関係施設点検要領（案）	国土交通省砂防部保全課	H31. 3
144	海岸施設設計便覧（2000年版）	土木学会	H12. 11
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・ 運輸省・建設省	H7. 4
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3
147	河川堤防構造検討の手引き	（財）国土技術研究センター	H24. 2
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省 水管理・国土保全局	H25. 6
149	ゴム袋体をゲートまたは起状装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国土交通省	H27. 3
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3
151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9
156	流量観測の高度化マニュアル（高水流量観測編）	土木研究所	H28. 6
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24. 3
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省 水管理・国土保全局治水課	H28. 3
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	（財）リバーフロント整備センター	H12. 3
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18. 10
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22. 8
162	大河川における多自然川づくり ーQ&A 形式で理解を深めるー	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	H31. 3

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）	(財)リバーフロント研究所	H31. 3
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	H30. 3
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2. 00	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2. 6
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2. 6
167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課	R2. 6
168	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27. 11
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30. 11
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2. 6
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室	R3. 5

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
〔3〕道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧 〈1992 年版〉	道路環境研究所	H4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27. 6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集 －基準の変遷と通達－	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23. 8
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2. 2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25. 12
11	クロソイドポケットブック (改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
15	平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会	H30. 11
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会	H19. 10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6
20	道路環境影響評価の技術手法 (平成24年度版) 及び 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4. 1 自動車の走行に係る騒音 (令和2年度版)	国土技術政策総合研究所 土木研究所	H25. 3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
22	道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工盛土工指針 (平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4
24	道路土工軟弱地盤対策工指針 (平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8
25	道路土工仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
26	道路土工擁壁工指針 (平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7
27	道路土工カルバート工指針 (平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26. 8
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26. 8
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・ 施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25. 12
31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30. 4
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針 (平成 11 年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H24. 3
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10
37	道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編)	日本道路協会	H29. 11
38	道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29. 11
39	道路橋示方書・同解説 (Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29. 11
40	道路橋示方書・同解説 (Ⅳ 下部構造編)	日本道路協会	H29. 11
41	道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編)	日本道路協会	H29. 11
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2. 9
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2. 9
44	鋼道路橋施工便覧 (改訂版)	日本道路協会	R2. 9
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
46	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2. 9
47	杭基礎施工便覧	日本道路協会	R2. 9
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9. 12
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	R3. 10
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2. 9
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R2. 9
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 4
54	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30. 12
55	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26. 3
56	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
59	鋼構造架設設計施工指針 [2012 年版]	土木学会	H24. 6
60	美しい橋のデザインマニュアル第 1 集	土木学会	H5. 3
61	美しい橋のデザインマニュアル第 2 集	土木学会	H5. 7
62	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H4. 5
63	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 平成 20 年改訂版	日本道路協会	H20. 10
64	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日本道路協会	H15. 11
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R 元. 9
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（令和 2 年版）	日本道路協会	R2. 8
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】（改訂版）	日本道路協会	H28. 11
68	道路トンネル観察・計測指針 平成 21 年改訂版	日本道路協会	H21. 2
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10
70	シーロッドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
72	舗装設計施工指針 平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2
73	アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日本道路協会	H4. 12
74	舗装設計便覧 平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2
75	舗装施工便覧 平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2
76	アスファルト混合所便覧（平成 8 年版）	日本道路協会	H8. 10
77	舗装再生便覧 平成 22 年版	日本道路協会	H22. 11
78	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日本アスファルト協会	S61. 9
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
81	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計 施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27. 3
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロッ ク舗装技術協会	H29. 3
83	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29. 7
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27. 3
85	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
86	舗装性能評価法 －必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25. 4
87	舗装性能評価法 別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20. 3

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
88	道路維持修繕要綱（改訂版）	日本道路協会	S53. 7
89	舗装調査・試験法便覧（平成 31 年度版）（全 4 分冊）	日本道路協会	H31. 3
90	道路震災対策便覧（震前対策編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18. 9
91	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19. 3
92	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	R 元. 7
93	落石対策便覧	日本道路協会	H29. 12
94	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28. 3
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29. 3
96	道路防雪便覧	日本道路協会	H2. 5
97	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
98	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道路保全技術センター	H6. 3
99	共同溝耐震設計要領（案）	建設省土木研究所	S59. 10
100	キャブシステム技術マニュアル（案）解説	開発問題研究所	H5. 8
101	防護柵の設置基準・同解説（改訂版）/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3. 3
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
103	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	R2. 6
104	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2. 6
105	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10
106	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10
107	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31. 3
108	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27. 3
109	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
111	道路標識ハンドブック（2012 年度版） 道路標識ハンドブックⅡ（2021 年度版） 道路標識ハンドブックⅢ（2020 年度版）	全国道路標識・標示業協会 編	R4. 1 R4. 1 R3. 3
112	路面標示ハンドブック第 5 版	全国道路標識・標示業協会 編	H30. 10
113	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4. 11
114	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日本道路協会	H11. 9
115	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日本みち研究所	H29. 11
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
118	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8. 8
119	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター	H8. 8
120	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
121	道路防災点検の手引き [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国土交通省 道路局国道・防災課	H16. 3
123	橋梁定期点検要領	国土交通省 道路局国道・技術課	H31. 3
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14. 5
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領 (案)	高速国道課長、国道課長、 有料道路課長	H15. 3
126	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領 (案)	国道課長	H15. 1
127	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国道・防災課長	H28. 12
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領 (案)	国道・防災課長	H16. 3
129	道路土工構造物点検要領	国土交通省 道路局国道・技術課	H30. 6
130	舗装点検要領	国土交通省 道路局国道・防災課	H29. 3
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省 道路局国道・技術課	H31. 3
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省 道路局国道・技術課	H31. 3
133	歩道橋定期点検要領	国土交通省 道路局国道・技術課	H31. 3
134	附属物 (標識、照明施設等) 点検要領	国土交通省 道路局国道・技術課	H31. 3
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9
136	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編- (平成25年版)	日本道路協会	H25. 4
137	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20. 3
138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24. 3
139	道路管理施設等設計指針 (案) ・ 道路管理施設等設計要領 (案)	日本建設機械施工協会	H15. 7
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7
141	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3
142	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28. 4
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局、 警察庁交通局	H28. 7
144	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3. 11
145	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3. 12

No.	名 称	編集または発行所名	発行年月
〔4〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会（J E M）規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省 原子力安全・保安院	H28. 9
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28. 10
4	電気通信設備工事共通仕様書 令和元年版	国土交通省	R 元. 6
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 30 年版	建設電気技術協会	H30. 9
6	建築設備設計基準 平成 30 年版	国土交通省	H30. 3
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕平成 31 年版	国土交通省	H31. 3
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕平成 31 年版	国土交通省	H31. 3
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成 31 年版	国土交通省	H31. 3
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成 31 年版	国土交通省	H31. 3
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28. 10
12	電気通信設備工事費積算のための 工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12. 3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
16	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	H29. 9
17	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	H29. 11
18	電気通信施設設計要領・同解説 （情報通信システム編）	建設電気技術協会	H30. 1
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H31. 4
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18. 11
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	H22. 3
22	機械工事共通仕様書（案）	国土交通省	H29. 3
23	機械工事管理基準（案）	国土交通省	H29. 3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27. 3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27. 3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル （案）	国土交通省	H30. 3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H28. 3

注意：最新版を使用するものとする。

第 3 章 交通現況調査

第 1 節 交通現況調査

第 1301 条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

第 2 節 交通量調査

第 1302 条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

第 1303 条 単路部交通量調査

1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 1304 条 交差点部交通量調査**1. 業務目的**

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 1303 条単路部交通量調査第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」（国土交通省）及び公社の通行料金区分体系に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第 1303 条単路部交通量調査第 2 項の (4) に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するもの

とする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 速度調査

第 1305 条 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 走行速度調査

(2) 旅行速度調査

第 1306 条 走行速度調査

1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 1303 条単路部交通量調査第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督員の指示による以外は、大型車と小型車の 2 分類とする。

(4) 集計整理

受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて

報告書を作成するものとする。

第 1307 条 旅行速度調査

1. 業務目的

旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 1303 条単路部交通量調査第 2 項の（2）に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査

受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点または一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。
なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 起終点調査

第 1308 条 起終点調査の種類

起終点調査の種類は以下のとおりとする。

(1) 路側 OD 調査

(2) オーナーインタビュー OD 調査

第 1309 条 路側 OD 調査

1. 業務目的

路側OD調査は、県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。

（1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 1303 条単路部交通量調査第 2 項の（2）に準ずるものとする。

（3）断面交通量調査

受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1 時間単位で観測するものとする。

（4）路側OD調査

受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取りまたはメールOD調査。）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。

（5）自動車航送船OD調査

受注者は、コードンラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。

（6）マスターファイル作成

受注者は、（3）～（5）の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。

（7）照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 1310 条 オーナーインタビュー OD 調査

1. 業務目的

オーナーインタビュー OD 調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建設、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

調査の項目は、OD 調査要綱に基づき以下のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 自家用車類 OD 調査

受注者は、OD 調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問（場合により郵送配布。）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。実施にあたっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収（場合により郵送回収。）し、不明な個所の確認を行うものとする。

(3) 営業用車類事業者インタビュー調査

受注者は、OD 調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受注者は、OD 調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受注者は、マスターファイル作成について、第 1309 条路側 OD 調査第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて

報告書を作成するものとする。

第 5 節 交通渋滞調査

第 1311 条 交通渋滞調査

1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」（建設省土木研究所 H2. 2）（以下「渋滞調査マニュアル」）に基づき、下記のとおりとする。

（1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 1303 条単路部交通量調査第 2 項の（2）に準ずるものとする。

（3）地点情報調査

受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。

（4）交通量調査

受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアル及び公社の通行料金区分体系に準ずるものとする。

1) 交差点部流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を 10 分間毎に観測を行う。

2) 一般部方向別・車線別・車種別の自動車交通量を 10 分間毎に観測を行う。

（5）渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を 10 分毎に 10m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

（6）渋滞区間通過時間調査

受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を 10 分毎に調査を行うものとする。

（7）信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および監督員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても調査を行う。

(8) 渋滞原因調査

受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。

(9) 集計整理

受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6 節 駐車場調査

第 1312 条 駐車場調査の区分

駐車場調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 駐車場施設実態調査
- (2) 駐車原単位調査

第 1313 条 駐車場施設実態調査

1. 業務目的

駐車場施設実態調査は、対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備を図るために、駐車場施設の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車場施設実態調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下「駐車場調査要綱」という。）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

(3) 駐車場施設実態調査

受注者は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場施設のデータを整理するとともに、ブロック別および形態（時間貸し、月極め、専用、その他）別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。

（５）照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（６）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 1314 条 駐車原単位調査

１．業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．業務内容

駐車原単位調査の業務内容は下記のとおりとする。

（１）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（２）資料の準備

受注者は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備する。

１）都市計画図

２）住宅地図

（３）調査実施町丁目の抽出

受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

（４）用途地域群面積の計測

受注者は、調査実施町丁目の各用途地域群の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

（５）駐車場施設実態調査

受注者は、駐車場施設実態調査について、第 1313 条駐車場施設実態調査第 2 項の（３）に準ずるものとする。

（６）原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

（７）地区内の駐車場施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 7 節 成果品

第 1315 条 成果品

受注者は、表 1.3.1 に示す成果品を作成し、第 1119 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 1.3.1 交通現況調査成果品一覧表

調査種別	成果品
交 通 量 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
速 度 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
起 終 点 調 査	調査報告書
	マスターファイル
交通渋滞調査	調査報告書
	調査データ集計結果
駐 車 場 調 査	調査報告書
	駐車場位置（規模、形態区分）図調査データ集計結果

第 4 章 交通量推計調査

第 1 節 交通量推計調査の種類

第 1401 条 交通量推計調査の種類

交通量推計調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量推計調査

第 2 節 交通量推計調査

第 1402 条 交通量推計調査

1. 業務目的

交通量推計調査は、設計図書に示す対象道路または道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表をもとに、交通量の推計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

交通量推計調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 交通量配分用データの作成

受注者は、交通現況調査および将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。

1) OD表

使用するOD表は、設計図書に基づき作成するものとする。

2) ゾーニング

対象道路網に即した地域の大きさにゾーンを統合あるいは分割し、併せてOD表の集約または分割を行うものとする。

3) 交通量配分道路網の作成

対象地域の現況及び将来道路網をもとに、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。

(3) 交通量配分

受注者は、設計図書に基づき、指示された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。

1) 配分計算

配分計算は、以下に示す項目について設計図書に基づき、配分計算を行うものとする。なお、配分計算の精度の確認のために、現況配分を行い、現況

交通量とのチェックを行うものとする。

- ① 目標年度
- ② 配分ケース
- ③ OD分割数

2) 集計整理

評価項目を集計整理するものとする。

3) 配分結果の整理

配分結果をもとに、設計図書もしくは指示された項目について整理分析を行うものとする。

- ① 都市高速道路の利用交通量
- ② 都市高速道路のランプ間交通量
- ③ 都市高速道路の区間別旅行速度
- ④ 都市高速道路の区間別混雑度
- ⑤ 街路の区間交通量
- ⑥ 街路の区間別旅行速度
- ⑦ 総走行台キロ
- ⑧ その他

(4) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基礎統計書（人口、保有台数等）
- (2) 都市計画マスタープラン等
- (3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編
- (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ
- (5) 一般交通量調査
- (6) 都市計画図
- (7) 配分計算に必要となる諸条件に関するデータ

第 1403 条 成果品

受注者は、表 1.4.1 に示す成果品を作成し、第 1119 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 1.4.1 交通量推計調査成果品一覧

調査種別	調査項目	成果品	縮尺
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図面	現況・将来道路網図	適宜
		リンクデータ図	適宜
		配分ゾーン図	適宜
		現況・将来交通量図	適宜
		現況・将来交通量増減図	適宜

第 5 章 路線計画

第 1501 条 一般事項

1. 一般

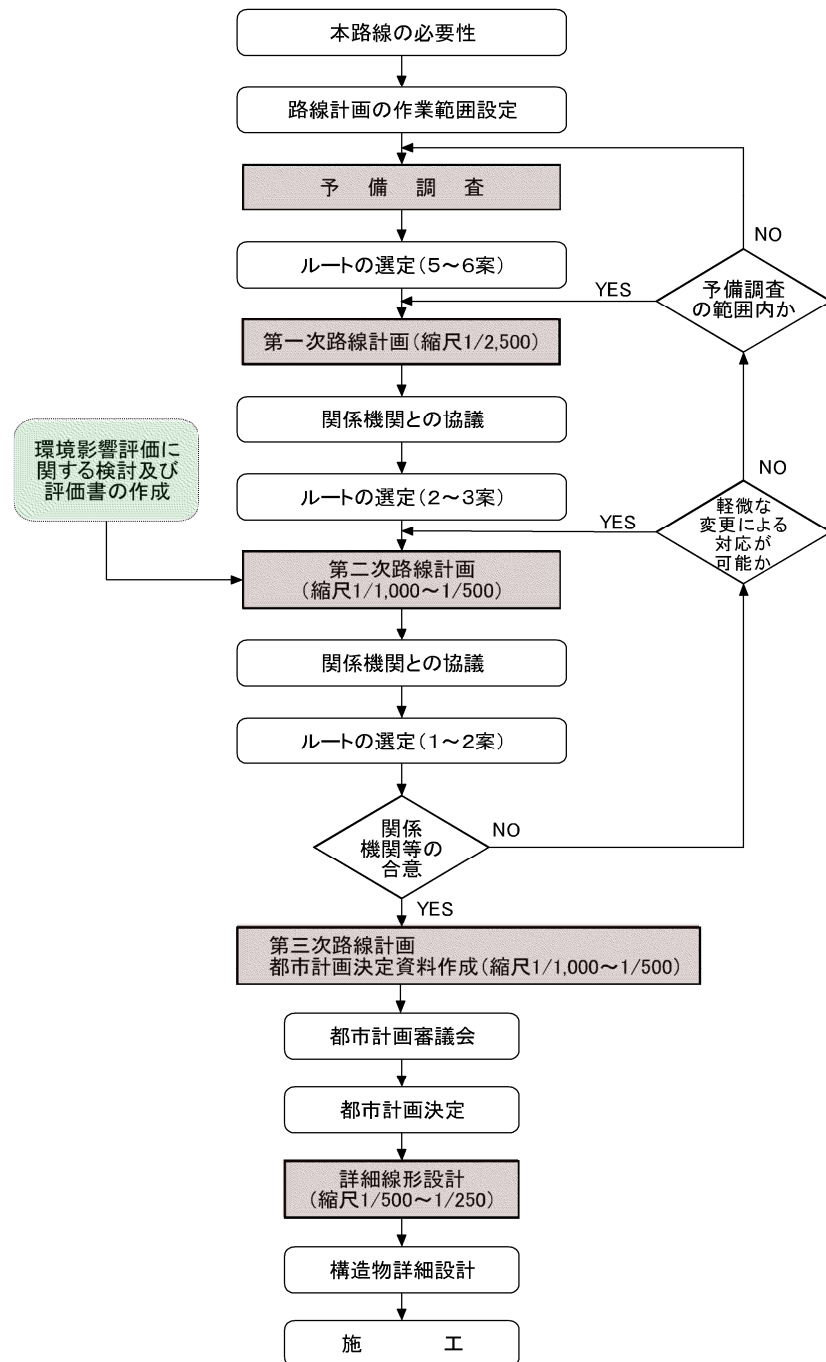
この章は、路線計画に適用する。

2. 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第 2 章「主要技術基準及び参考図書」の基準類によらなければならない。

3. 路線計画の流れ

この調査は、次図により予備調査を実施し、これにより得た資料を用いて実際に計画の可能性のある数本の代替ルートを設定して、具体的に第一次路線計画及び第二次路線計画を実施し、ルート案ごとに検討及び評価を加え、都市計画決定のためのルートを選定して都市計画決定に必要な図面等を作成することを目的とする。



路線計画フローチャート

第 1502 条 予備調査

1. 一般

- (1) この調査は、路線計画の基礎資料を得るため、調査対象地域内の現状及び将来計画を調査することを目的とする。
- (2) この調査は、次の事項について実施する。
 - (1) 人口調査
 - (2) 土地建物調査
 - (3) 交通量調査
 - (4) 都市計画関連調査
 - (5) 都市施設調査
 - (6) 公共物件等調査
 - (7) 地域・地区制等調査
 - (8) 航路調査
 - (9) 予備調査によるルート検討

2. 人口調査

この調査は、調査対象地域内における人口、人口密度、世帯数、産業分類別就業人口等について行う。

3. 土地建物調査

この調査は、調査対象地域内における建物（木造、非木造、集合住宅、団地等）の現況について、市販の住宅地図帳等により行う。

4. 交通量調査

この調査は、調査対象地域内の関連する主要道路及び主要交差点の時間別、方向別並びに車種別の交通量について、全国道路交通情勢調査（国土交通省）等の関係機関の既存資料により実施する。

5. 都市計画関連調査

この調査は、調査対象地域内における土地区画整理事業、住宅街区整備事業、市街地再開発事業等の現状及び将来計画について行う。

6. 都市施設調査

この調査は、調査対象地域内における次の各施設等の現状及び将来計画について行う。

- (1) 道路、鉄道（JR、私鉄、地下鉄等）、空港、駐車場、自転車ターミナルその他の交通施設
- (2) 電信電話施設、電気供給施設、ガス供給施設、上下水道、汚物処理場、ゴミ焼却場その他の供給施設または処理施設
- (3) 河川、運河その他の水路

7. 公共物件等調査

この調査は、調査対象地域内における次の各施設等の現状及び将来計画について行う。

- (1) 公園、緑地、広場、墓園、その他の公共空地
- (2) 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- (3) 病院、保育所その他の医療施設または社会福祉施設
- (4) 市場または火葬場
- (5) 1 団地の住宅施設及び官公庁施設
- (6) 流通業務団地
- (7) 神社、仏閣等
- (8) 文化財及びこれに類するもの

8. 地域・地区制等調査

この調査は、調査対象地域内の次の事項について実施する。

- (1) 用途地域、防火地域、高度地区、風致地区、美観地区、緑地保全地
- (2) 防災計画（危険度図、防災拠点図、焼けどまり図、震災避難地図等）

9. 航路調査

この調査は、調査対象地域内における河川、運河等または空港に係る次の事項について、関係機関の既存資料により実施する。

- (1) 船舶及び舟航
河川及び運河の航路制限、船種、マスト高、船幅、月間航行数、航跡等
- (2) 空港の高度制限
空港に離着陸する飛行機の進入、転移、水平各表面等

10. ルート検討

- (1) 予備調査によるルート検討は、予備調査の結果から可能性のある数ルートについて、概略構造形式及び出入り路位置を考慮しつつ実施する。この場合において、図面の縮尺は、原則として 1/2,500～1/10,000 とする。ルート表示は、フリーハンドで行う。
- (2) 選定されたルートについては、以下の項目を比較した表を作成する。
 - (1) 公共用地の利用
 - (2) 他の都市計画、都市施設の計画、事業、スケジュールとの競合
 - (3) 土地利用、建物用途、構造との関連
 - (4) 出入口設置の可能性
 - (5) その他

11. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 図面

第1503条 第一次路線計画

1. 一般

この計画は、予備調査で得た資料及びその他必要な資料を収集し、これらを基に計画された数案のルートについて、縮尺 1/2,500 の図面を用い、線形設計、構造物計画等を行い、各々のルートを比較検討及び評価することを目的とする。

2. 現場踏査

第一次路線計画にあたっては、あらかじめ現場踏査を実施し、前節の予備調査により得た資料の現場照査を実施するとともに、路線計画を行う上で必要な現地の状況を的確に把握し、適宜写真撮影をするものとする。

3. 線形設計

この設計は、高速道路の平面線形図、縦断線形図及び横断図を次により作成する。

(1) 平面設計

- 1) 線形要素は、ラウンド値を使用し、距離はm、角度は度まで読み取るものとする。
- 2) 側線は、道路中心線として、分離する場合も同一線を用いるものとする。
- 3) 平面線形は、高速道路の中心線において測点を 100m ごとに設けることとして設計する。
- 4) 関連街路、付属街路、環境施設帯等があるときは、これらの線形も記入する。

(2) 縦断設計

- 1) コントロールポイント及びチェックポイント・クリアランスを明確にする。
- 2) 縦断線形の計画高は、100mの測点及び勾配の変化する地点で計算する。
- 3) 縦断図の縮尺は、横：1/2,500、縦：1/250～1/600 を標準として、図には、主要交差点、鉄道・河川等の名称を記入するとともに、高速道路の構造形式を記入する。
- 4) 土質柱状図も併記する。

(3) 横断設計

- 1) 横断図は、500mごとに1断面作成することを標準とするが幅員構成の変化する箇所、構造形式、出入口等ごとについては、必要に応じて作成し、その縮尺は 1/200 を標準とする。
- 2) トンネル等については、道路標識等の余裕、排気ダクト等の付属施設について十分留意して設計する。

4. 構造物計画

この計画は、高速道路が既設の橋梁、河川等の複雑に関連する箇所の概略構造形式（高架、半地下等）及びスパン割について行い、トンネル等については、換気所、換気ダクト、防災施設等も考慮して計画する。

5. 概略建設費積算

この積算は、高速道路の代替ルートごとに構造形式別に行い、使用した資料等の根拠を明確にしておかなければならない。

6. 土地建物調査

この調査は、高速道路、関連街路及び付属街路（環境施設帯等を含む。）の計画による事業用地部の面積及び高速道路端（高速道路が街路の中にある場合は、街路端。）から100m内の建物状況について、市販の住宅地図帳等により実施する。

7. 地質調査

この調査は、高速道路の計画を行うときの基礎資料とするため、市販の地盤図及び既存の資料により地層図及び柱状図を作成する。

8. 支障物件調査

この調査は、高速道路の計画に支障となる鉄道（JR、私鉄、地下鉄等）、河川堤防、橋梁、高圧線等の地上物件、その他の物件の現状及び将来計画について、平面図、縦断図、横断図等の資料を収集し整理する。

9. 地下埋設物調査

この調査は、主要幹線である上下水道、電信電話線、都市ガス、電力線等の現状及び将来計画の資料を収集し、整理する。

10. ルート検討

第一路線計画ルートは、各ルートについて周辺地域の環境、土地利用等に及ぼす影響、利用者の快適性及び安全性、事業実施の面等から考察を加え、それぞれのルートの比較検討を実施する。

11. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

（1）調査報告書

（2）図面

ア 平面図 （縮尺（標準） 1/2,500）

イ 縦断図 （縮尺（標準） 横 1/2,500、縦 1/250～1/600）

ウ 横断図 （縮尺（標準） 1/200）

（3）写真帳

第1504条 第二次路線計画

1. 一般

この計画は、第一次路線計画によって選定した数案のルートの中から有力な数案のルートについて、縮尺 1/1,000～1/500 の図面を用い、線形設計、横断設計、構造物計画等を行い、各々のルートを比較検討及び評価することを目的とする。

2. 現場踏査

第二次路線計画にあたっては、あらかじめ現場踏査を実施し、前節の予備調査により得た資料の現地照合を実施するとともに、路線計画を行う上で必要な現地の状況を的確に把握し、適宜写真撮影する。

3. 線形設計

この設計は、高速道路の平面線形図、縦断線形図及び横断図を次により作成する。

(1) 平面線形設計

- 1) 平面線形計算は、主測線を基本とし、測点 20mごとに行うものとする。なお、ジャンクション等分合流部やセットバックのある場所等で、特に線形条件が問題となる場合は、それらを考慮した測線について計算を行わなければならない。
- 2) 計算にあたっては、法線の角度距離等は図上で読み取るものとし、その読み取り精度は、角度 1/2 以下、距離 0.5mまでとする。
- 3) 座標計算は原則として行わないものとするが、コントロールポイントは明記するものとする。
- 4) 平面線形設計計算書には次の事項を明記するものとする。
 - ア 道路規格及び設計速度
 - イ 線形設計に使用した基準
 - ウ 設計条件及び設計上考慮した事項
 - エ 平面線形要素一覧表
 - オ 平面線形概要図
 - カ 縦断線形概要図
 - キ 標準横断構成
- 5) 平面図は、(1) により得た結果を縮尺 1/1,000（標準）で作図するもので、以下の事項を明示する。
 - ア 高速道路及び出入口の外縁線
 - イ 官民境界
 - ウ 平面設計要素及び主要点、測点
 - エ 縦断線形の主要点
 - オ 平面街路計画
 - カ 橋脚位置及びフーチング位置
- 6) 関連街路、付属施設、環境施設帯等があるときは、これらの線形も記入する。

(2) 縦断線形設計

- 1) 縦断設計の計画高は、20mごとの測点及び勾配の変化する地点で計画する。
 - ア 勾配は、小数2桁（0.00%）までとする。
 - イ 縦断曲線、半径、長さ
 - ウ 測点ごとの計画高等を決める。

2) 縦断図は、横：1/1,000、縦：1/200 を標準として作図し、次の事項を明記するものとする。

- ア 高速道路及び出入口の基本縦断線
- イ 縦断線形要素及び計画高
- ウ 在来地盤線、計画地盤線及びその高さ
- エ 測点番号、単距離及び追加距離
- オ 平面線形及び片勾配、コントロールポイント等

(3) 横断設計

1) 横断図は、200mごとに1断面作成することを標準とするが、幅員構成の変化する箇所、構造形式、出入口等ごとについては、必要に応じて作成し、その縮尺は1/200を標準とする。

2) 横断図は、平面図及び縦断図の余白に記入するものとして、以下の構造物の主要寸法を明記するものとする。

ア 高速道路

高速道路構造物の形状及び主要寸法については、構造物計画に成果を用いて記入する。トンネル等については、道路標識等の余裕、換気ダクト等の付属施設について十分留意して設計する。

イ 街路

街路は主として計画道路を対象に、幅員構成及び立体交差橋、横断歩道橋等の構造物、路面計画高、建築限界等を明示する。

ウ 河川

河川は主として、計画河川を対象にその幅員及び護岸、水門等の構造物、河床、H.W.L、L.W.L等を明示する。

エ その他

必要に応じて官民境界付近の家屋、地下鉄、地下埋設物、鉄道架橋及び水道橋等を明示する。

4. 構造物計画

この計画は、第 1503 条第 4 項の規定を適用する。

5. 付帯工計画

この計画は、高速道路の路線計画に伴う付帯道路、付替水路等の代替施設の計画を行う。

6. 標準横断図作成

標準横断図は、当該計画路線の代表的な断面を選定して作成し、その縮尺は、1/50 を標準とする。

7. 概略建設費積算

この積算は、第 1503 条第 5 項の規定を適用する。

8. 土地建物調査

この調査は、高速道路、関連街路及び付属街路（環境施設帯を含む。）計画による、事業用地部の面積及び事業用地の端から両側各々20m内の建物状況について実施する。

9. 地質調査

この調査は、第 1503 条第 7 項の規定を適用し、関係機関の地質資料も参考にする。

10. 支障物件調査

この調査は、第 1503 条第 8 項の規定を適用する。

11. 地下埋設物調査

この調査は、第 1503 条第 9 項の規定を適用する。

12. 透視図完成

透視図は、当該計画路線の完成状態を想定して作成する。

13. 出入口付近における交通処理計画

当該ルート of 出入口が、街路と接続する地域（近辺の交差点も含めて。）について、交通処理計画及び交通処理計画図を作成するものである。交通処理図は縮尺 1/500 を標準として、分離帯及び車線数や主要な路面標示等を記入すること。

14. ルート検討

第二次路線計画ルートは、各ルートについて周辺地域の環境、土地利用等に及ぼす影響、利用者の快適性及び安全性、事業実施の面から考察を加え、それぞれのルートの比較検討を実施する。

15. ルート選定

第二次路線計画のルート選定は、比較検討された有力な代替ルート 2～3 案の中から都市計画決定路線案となる有力な 1 本のルートを選択する作業である。

16. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

（1）調査報告書

（2）図面

ア 平面図 （縮尺（標準）1/1,000）

イ 縦断図 （縮尺（標準）横 1/1,000、縦 1/200）

ウ 横断図 （縮尺（標準）1/200）

（3）写真帳

第 1505 条 都市計画決定用資料作成**1. 一般**

この業務は、監督員が指定したルートについて、都市計画決定に必要な図面等を作成するものである。

2. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

- (1) 都市計画決定用路線原案図 (縮尺 1/2,500)
- (2) 参考図 (路線計画図)
 - ア 平面図 (縮尺 (標準) 1/1,000)
 - イ 縦断面図 (縮尺 (標準) 横 1/1,000、縦 1/200~1/400)
 - ウ 横断面図 (縮尺 (標準) 1/200)
- (3) 標準横断面図 (縮尺 1/50)
- (4) 透視図 (パース)

第 6 章 線形設計

第 1601 条 適用範囲

この章は、線形設計に適用する。

第 1602 条 線形設計方針

受注者は、業務の着手にあたり、設計図書を基に設計条件を設定し、線形設計方針について、監督員と協議しなければならない。また、受注者は、設計図書に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。

第 1603 条 業務の実施

1. 受注者は、線形設計及び図面作成の作業手順については、「線形設計図書作成要領（福岡北九州高速道路公社）」の他、必要に応じ監督員が貸与する関係資料によるものとする。
2. 受注者は、設計図書に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等については、その理由を付して監督員の承諾を得なければならない。

第 1604 条 業務計画書

受注者は、第 1114 条に規定する業務計画書の作成に当たり、事前に追記事項について監督員と打合わせなければならない。

第 1605 条 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

（１）線形設計概要書

線形の概要を把握できるものであって、次に掲げる内容を有するもの

ア 線形設計概要

- a 線形設計区間及び延長
- b ジャンクション及び出入口の名称並びに接続位置及び接続道路名称
- c 道路区分、設計速度、車線幅員及び車線数
- d 幅員構成

イ 線形設計条件

ウ 平面線形概要図、縦断線形概要図

エ 座標及び線形要素一覧表

オ 打合せ議事録

（２）図面

高速道路の線形及び横断構成その他について十分理解が得られる正確さを有するもので、「線形設計図書作成要領（福岡北九州高速道路公社）」によるものとする。

（３）平面及び縦断線形計算書（電子計算機によるアウトプットを含む。）

第 7 章 構造物設計

第 1 節 適用範囲

第 1701 条 適用範囲

この章は、橋梁構造物、トンネル構造物及び仮設構造物等の基本設計、概算設計、概略設計及び詳細設計に適用する。

第 2 節 設計一般

第 1702 条 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第 2 章「主要基準及び参考図書」の基準類によらなければならない。

第 1703 条 設計方針

1. 受注者は、業務の着手に当たり、設計図書及び前条に定める要領等を基に、設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、設計図書及び要領等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等については、その理由を付して監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得なければならない。

第 1704 条 設計計算書

受注者は、設計計算書に以下を明記するものとする。

1. 設計計算書には、設計条件を明示するものとする。
2. 設計計算書には、適用すべき要領等のほか、他の図書を引用した場合は、引用した図書名、著作名及び引用した箇所を明記するものとする。
3. 設計計算書には、計算に使用した理論及び公式を記載するものとし、その計算過程も明記するものとする。
4. 設計計算にあたり、電子計算機を使用する場合は、目的に合致した実績のあるプログラムを使用するものとし、受注者は、プログラム概要説明書、あるいはプログラム使用説明書を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、計算書には、インプットデータをそのままアウトプットプリントしたものすべて及び、アウトプット様式の添え書き等説明を加えたものを添付しなければならない。

第 3 節 構 造 物 設 計

構造物設計の種類は以下の通りである。

- (1) 基本設計
- (2) 概算設計
- (3) 概略設計
- (4) 詳細設計

構造物設計業務の流れは一般的には次の通りである。

- ・ 基本設計→概算設計→詳細設計
- ・ 基本設計→詳細設計
- ・ 基本設計→概略設計→詳細設計

第 1705 条 基本設計

基本設計とは、過去の資料等から基本的な構造物の形式や寸法を決定することをいう。

1. 設計内容

- (1) 現地状況を把握し、線形、地形、周囲の環境条件の検討を行う。
- (2) 高架、切盛土、半地下、トンネル等の構造物形式の決定を行う。
- (3) 構造形式・構造種別の選定及び使用材料の種類決定を行う。
- (4) 橋脚位置、橋脚骨組形状及び基本寸法の決定を行う。
- (5) 基礎形式及び基本寸法の決定を行う。
- (6) 上部構造骨組形状、基本寸法及び断面形状の決定を行う。
- (7) 切盛土形状及び基本寸法の決定を行う。
- (8) トンネル、半地下及び擁壁構造の長さ、高さ、幅等の基本寸法の決定を行う。
- (9) 地形、周囲の環境条件等を把握し、環境対策や施工法の検討を行う。
- (10) 全体一般図を作成する。
- (11) その他、監督員が必要と認めた事項を行う。

2. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

- (1) 設計概要書
設計条件、設計の基本方針及び構造形式・種別の選定理由並びに問題点等を記載する。
- (2) 構造形式、構造種別決定検討書
構造形式、構造種別の検討経緯を記載する。
- (3) 工事数量概略計算書
工種別に、概略数量若しくは算出過程を記載する。
- (4) 全体一般図
平面図、側面図、縦断図及び主要横断図をまとめた全体一般図並びに縮尺全体一般図を作成する。
- (5) その他資料
その他、監督員が必要と認めた資料を作成する。

第 1706 条 概 算 設 計

概算設計とは、基本設計で決定した構造物の形式等を基本として過去の資料あるいは構造計算により、構造形式、施工方法及びコスト等に関する比較検討を実施したうえで、構造物の外

形寸法、骨組形状及び主要部材断面を決定し、全体一般図及び構造一般図を作成することをいう。

1. 設計内容

- (1) 基本設計の結果を基に上下部構造の骨組形状の検討を行い、骨組基本寸法の最終決定を行う。
- (2) 基本設計の結果を基に基礎形状の検討を行い、基本寸法の最終決定を行う。
- (3) 基本設計の結果を基にトンネル、半地下及び擁壁構造の検討を行い、基本寸法の最終決定を行う。
- (4) 鋼構造物の継手位置の決定を行う。
- (5) 構造計算を行い、主要部材の最適断面寸法を選定する。
- (6) 構造計算を行い、部材の使用材料数量について、材種及び材質別に算出する。
- (7) 全体一般図及び構造一般図を作成する。
- (8) その他、監督員が必要と認めた事項を行う。

2. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

- (1) 設計概要書
設計条件、設計の基本方針及び構造形式並びに最適部材断面寸法の選定理由及び問題点等を記載する。
- (2) 主要部材断面選定検討書
主要部材における最適断面寸法及び検討過程を記載する。
- (3) 工事数量概略計算書
工種毎に、材種、材質別及び形状寸法別に算出した使用材料数量及びその算出過程を記載する。
- (4) 全体一般図
平面図、側面図、縦断図及び主要横断図をまとめた全体一般図並びに縮尺全体一般図を作成する。
- (5) 構造一般図
構造物の外形寸法、桁配置及び主要部材断面を明確にした構造一般図を作成する。
- (6) その他の資料
その他、監督員が必要と認めた資料を作成する。

第 1707 条 概 略 設 計

概略設計とは、基本設計で決定された構造形式等を基に、構造形式、施工方法及びコスト等に関する比較検討を実施したうえで、構造計算によって構造物の外形寸法、骨組形状及び各部材断面を決定し、全体一般図、構造一般図及び部材構造図を作成することをいう。

1. 設計内容

- (1) 基本設計の結果を基に上下部構造の骨組形状の検討を行い、骨組基本寸法の最終決定を行う。
- (2) 基本設計の結果を基に基礎形状の検討を行い、基本寸法の最終決定を行う。
- (3) 基本設計の結果を基にトンネル、半地下及び擁壁構造の検討を行い、基本寸法の最終決定を行う。
- (4) 鋼構造物の継手位置の決定を行う。
- (5) 構造計算を行い、各部材の最適断面を決定する。

- (6) 構造計算を行い、各部材の使用材料数量について材種及び材質別に算出する。
- (7) 全体一般図、構造一般図及び部材構造図を作成する。
- (8) その他、監督員が必要と認めた事項を行う。

2. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

- (1) 設計概要書
設計条件、設計の基本方針及び構造形式並びに各部材の最適断面の決定理由、問題点及び設計と密接な関係にある施行条件等について記載する。
- (2) 部材断面決定概略計算書
各部材断面における最終断面寸法及びその算出過程を記載する。
- (3) 計算結果
部材の設計断面力、応力度照査等の計算結果（電算アウトプット等）を記載する。
- (4) 工事数量概略計算書
工種毎に、材種、材質及び形状寸法別に算出した使用材料数量及びその算出過程を記載する。
- (5) 全体一般図
平面図、側面図、縦断図及び主要横断図をまとめた全体一般図並びに縮尺全体一般図を作成する。
- (6) 構造一般図
構造物の外形寸法、桁配置及び所要部材断面を明確にした構造一般図を作成する。
- (7) 部材構造図
部材形状及び部材断面を明確にした部材構造図を作成する。
- (8) その他の資料
その他、監督員が必要と認めた資料を作成する。

第 1708 条 詳細設計

詳細設計とは、構造物を正確かつ能率よく施工、製作するために必要なすべての検討計算を行い、図面を作成することをいう。本体構造物の施工にあたり、特に仮設備図等が必要な場合には、その図面も作成するものとする。

1. 設計内容

- (1) 設計断面力の厳密計算、部材断面の照査を行い、構造詳細を決定する。
- (2) 伸縮装置及び高速排水など付属物の細部構造の設計計算を行う。
- (3) 線形計算及び座標計算を行う。
- (4) 工事数量の算出を行う。
- (5) 全体一般図、線形一般図、縦断図、構造一般図、部材構造図及び細部構造図を作成する。
- (6) その他、監督員が必要と認めた事項を行う。

2. 成果品

電子納品する成果品の内容は、次に示すものとする。

- (1) 設計概要書
設計条件、設計の基本方針、主要な箇所における断面力、断面形状及び設計

と密接な関係にある施工条件等について記載する。なお、設計概要書のみをもつて構造物の概要を把握し得るよう以下の事項について記載する。

- ア 設計工区の位置図
- イ 全体一般図
- ウ 設計条件、基本方針等
- エ 構造形式選定理由
 - ・関係機関との調整事項（打合せ事項）とその内容
 - ・設計条件が付された場合には、その条件と処理方法の概要
- オ 計算方法及び計算上の仮定
- カ 主要な箇所における曲げモーメント、軸力、せん断力、たわみ、断面形状
- キ 設計の途中において省略した事項があれば、その事項及び省略し得る理由
- ク 設計上特筆すべき事項（特殊設計、新工法等）
- ケ 設計と施工が密接に関連する場合は、その概要
- コ 設計に先立ち実験若しくは試験または詳細な解析等を実施した場合は、その概要と設計への適用方法
- サ 材料一覧表〔主材料については単位当たり（体積当たり、面積当たり）の使用量〕
- シ 施工上の注意点
- ス その他（透視図を作成した場合等。）

（2）設計計算書

設計計算には、構造物の形状及び部材の断面を定めるのに必要な計算方法並びにその結果を記載する。

（3）線形計算書

線形要素（IP・曲線部及び緩和曲線部の起終点・曲線半径・曲線長・クロソイドのパラメータ・クロソイド長・横断勾配・片勾配等）及びその算出過程を記載する。

（4）座標計算書

道路線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物の必要箇所（橋脚、支承面、下部工、基礎工、トンネル等）について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高及びその算出過程を記載する。

（5）計算結果

部材の設計断面力、応力度照査等の計算結果（電算アウトプット等）を記載する。

（6）工事数量計算書

工種毎に、材種、材質及び形状寸法別に算出した使用材料数量及びその算出過程を記載する。

（7）全体一般図

平面図、側面図、縦断図及び主要横断図をまとめた全体一般図並びに縮尺全体一般図を作成する。

（8）線形一般図

構造物の座標を記入した、線形一般図（平面図、横断図、座標計算一覧表）

を作成する。

(9) 縦断図

構造物の位置及び高さを記入した縦断図を作成する。

(10) 構造一般図

構造物の外形寸法、桁配置及び主要部材断面を明確にした構造一般図を作成する。

(11) 部材構造図

部材形状及び部材断面を明確にした部材構造図を作成する。

(12) 細部構造図

細部構造を明確にした細部構造図を作成する。

(13) その他資料

その他、監督員が必要と認めた資料を作成する。

第 1709 条 照 査

照査技術者は第 1109 条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行う。

1. 基本設計

- (1) 構造物の形式決定に際し、線形、地形及び周囲の環境条件等現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- (2) 過去の資料等から、各構造形式や寸法の整合が適切にとれているかの照査を行う。

2. 概算設計

- (1) 設計条件の決定に際し、線形、地形、周囲の環境条件等現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、地下埋設物等の調査結果について、設計の目的に対応した情報が得られているか確認を行う。
- (2) 一般図を基に高架橋の橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているか照査を行う。
- (3) トンネル、半地下及び擁壁構造の基本寸法が、適切にとれているか照査を行う。
- (4) 一般図を基にトンネルの換気方式及び諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。
- (5) 一般図を基に半地下及び擁壁構造の位置、取り合い（道路現況構造物等）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- (6) 地下埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか照査を行う。
- (7) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- (8) 構造物の主要部材断面が適切であるかの照査を行う。
- (9) 過去の資料、設計計算、設計図及び数量の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (10) 工事数量の算出が、監督員の指示に従った形で算出されているかの照査を行う。

3. 概略設計

- (1) 設計条件の決定に際し、線形、地形、周囲の環境条件等現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を

- 行う。特に地形、地質条件、地下埋設物等の調査結果について、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- (2) 一般図を基に高架橋の橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているか照査を行う。
 - (3) トンネル、半地下及び擁壁構造の基本寸法が、適切にとれているか照査を行う。
 - (4) 一般図を基にトンネルの換気方式及び諸設備計画と断面形状及び地質条件及び施工法と構造の整合が適切にとられているかの確認を行う。
 - (5) 一般図を基に半地下及び擁壁構造の位置、取り合い（道路現況構造物等）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。
 - (6) 地下埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - (7) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
 - (8) 構造物の各部材断面が適切であるか照査を行う。
 - (9) 設計計算、設計図及び数量の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
 - (10) 工事数量の算出が、監督員の指示に従った形で算出されているか照査を行う。

4. 詳細設計

- (1) 設計条件の決定に際し、線形、地形、周囲の環境条件等現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、地下埋等の調査結果について、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- (2) 一般図を基に高架橋の橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているか照査を行う。
- (3) 一般図を基にトンネルの換気方式及び諸設備計画と断面形状及び地質条件及び施工法と構造の整合が適切にとられているかの確認を行う。
- (4) 一般図を基に半地下及び擁壁構造の位置、取り合い（道路現況構造物等）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- (5) 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計に反映されているかの照査を行う。
- (6) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。さらに、架設工法及び施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- (7) 構造物の構造詳細が適切であるか照査を行う。
- (8) 設計計算、設計図及び数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量、防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(9) 工事数量の算出が、監督員の指示に従った形で算出されているかの照査を行う。

第 1710 条 成果品

成果品の作成における図面作成は、「電子納品等の手引き（福岡北九州高速道路公社）・最新版」によるものとする。

第 8 章 道路構造物点検

第 1 節 道路構造物点検の種類

第 1801 条 道路構造物点検の種類

道路構造物点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路構造物定期点検

第 2 節 道路構造物定期点検

道路構造物定期点検は、「道路構造物の点検要領」（以下「点検要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

第 1802 条 道路構造物定期点検

1. 業務目的

道路構造物定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための道路構造物に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

道路構造物定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1114 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

① 業務内容

② 対象道路構造物位置図

③ 現地踏査の調査記録

④ 業務実施方針

⑤ 実施体制

⑥ 実施工程表

⑦ 仮設備計画

⑧ 使用建設機械

⑨ 安全管理計画（交通規制含む。）

⑩ 環境対策

⑪ 連絡体制（緊急時含む。）

実施体制については、点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、道路構造物定期点検に先立ち点検対象道路構造物における、道路構造物の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、道路構造物位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、道路構造物の状況（排水枳あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(3) 点検員

受注者は、業務の実施にあたって点検員を定め監督員に提出するものとする。なお、点検員は、道路構造物に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車またはリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象道路構造物について、点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1109 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、定期点検結果等においては定期点検報告書作成システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第 3 節 成果品

第 1803 条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第 1119 条成果品の提出に従い、2 部提出するものとする。

(1) 道路構造物定期点検

定期点検における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第 2 編 測量調査業務

第 2 編 測量調査業務

目 次

第 2 編 測量調査業務	2-1
第 1 章 総則	2-1
第 2101 条 適用	2-1
第 2102 条 用語の定義	2-1
第 2103 条 受発注者の責務	2-3
第 2104 条 業務の着手	2-4
第 2105 条 遅延日数の算定	2-4
第 2106 条 測量の基準	2-4
第 2107 条 業務の実施	2-4
第 2108 条 設計図書の支給及び点検	2-4
第 2109 条 監督員	2-4
第 2110 条 管理技術者	2-5
第 2111 条 現場作業責任者	2-5
第 2112 条 担当技術者	2-5
第 2113 条 提出書類	2-5
第 2114 条 打合せ等	2-6
第 2115 条 業務計画書	2-7
第 2116 条 資料等の貸与及び返却	2-7
第 2117 条 関係官公庁への手続き等	2-7
第 2118 条 地元関係者との交渉等	2-8
第 2119 条 土地への立ち入り等	2-8
第 2120 条 成果品の提出	2-9
第 2121 条 関連法令及び条例の遵守	2-9
第 2122 条 検査	2-9
第 2123 条 修補	2-9
第 2124 条 条件変更等	2-10
第 2125 条 契約変更	2-10
第 2126 条 業務期間の変更	2-10
第 2127 条 一時中止	2-10
第 2128 条 発注者の賠償責任	2-11
第 2129 条 受注者の賠償責任等	2-11
第 2130 条 部分使用	2-11
第 2131 条 再委託	2-11
第 2132 条 成果品の使用等	2-12
第 2133 条 受注者の異議申し立て	2-12
第 2134 条 守秘義務	2-12
第 2135 条 個人情報の取扱い	2-13
第 2136 条 安全等の確保	2-14
第 2137 条 臨機の措置	2-15
第 2138 条 履行報告	2-15

第 2139 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	2-15
第 2140 条	低価格調査	2-16
第 2141 条	行政情報流出防止対策の強化	2-16
第 2142 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-17
第 2143 条	保険加入の義務	2-17
第 2144 条	文化財の保護	2-17
第 2145 条	不可抗力による損害	2-18
第 2146 条	新技術の活用について	2-18

第2編 測量調査業務

第1章 総則

第2101条 適用

1. 本編は、福岡北九州高速道路公社の発注する測量業務に係る業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 設計図書と指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2102条 用語の定義

本編に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び現場監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任監督員および現場監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている現場監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると

認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

7. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者または発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、別冊の「業務請負契約書」をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
17. 「金額を記載しない設計書」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
26. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

- 27.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 28.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 29.「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 30.「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 31.「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 32.「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 33.「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
- 34.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
- 35.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。
- 36.「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 37.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 38.「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 39.「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 40.「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- 41.「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 42.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第2103条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第 2104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（福岡北九州高速道路公社就業規則第 8 条の 2 第 1 項に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。））以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第 2105 条 遅延日数の算定

契約書に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{遅延日数} = & (\text{完了届受領日} - \text{契約業務期間末日}) \\ & + (\text{修補の完了届受領日} - \text{検査不合格の通知日}) \end{aligned}$$

この場合において、「検査不合格の通知日」及び「修補の完了届受領日」とは、それぞれ契約書第 30 条第 2 項及び第 5 項に規定するものをいう。

第 2106 条 測定の基準

測定の基準は国土交通省の定める「公共測量作業規程」（以下「規程」という。）第 2 条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

第 2107 条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第一号及び第二号によるものとする。

また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

第 2108 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

第 2109 条 監督員

1. 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議の職務を行うものとする。

3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第2110条 管理技術者

1. 契約書第9条第1項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属するものとする。
2. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。
5. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2111条 現場作業責任者

1. 受注者は、現場業務において管理技術者が現場に常駐できない場合は、別に現場作業責任者を定めることができる。
 なお、現場作業責任者は受注者に所属する者とし、その氏名その他必要事項を様式－1により監督員に提出しなければならない。現場作業責任者を変更したときも同様とする。
2. 現場作業責任者は、管理技術者の権限のうち、次に掲げるもの以外を行使することはできない。
 ア 立会確認日の通知

第2112条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士または測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第2113条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理

受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第2114条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点。）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。

4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
5. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第2115条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - （1）業務概要
 - （2）実施方針
 - （3）業務工程
 - （4）業務組織計画
 - （5）打合せ計画
 - （6）成果品の内容、部数
 - （7）使用する主な図書及び基準
 - （8）連絡体制（緊急時含む。）
 - （9）使用する主な機器
 - （10）その他
- （2）実施方針または（10）その他には、第2135条個人情報の取扱い、第2136条安全等の確保及び第2141条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえでその都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第2116条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第2117条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関す

る通知)、第二十三条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第三十七条(公共測量の表示等)、第四十条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第2118条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第2119条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しな

ればならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く。）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第2120条 成果品の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、「電子納品等の手引き（福岡北九州高速道路公社・最新版）」（以下「手引き」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。手引きで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第2121条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第2122条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1）測量業務成果品の検査
 - （2）測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については「手引き」に基づくものとする。

第2123条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第2124条 条件変更等

1. 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更または設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - （1）第2119条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合
 - （2）天災その他の不可抗力による損害
 - （3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第2125条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - （1）測量業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合
 - （2）業務期間の変更を行う場合
 - （3）監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
 - （4）契約書第29条の規定に基づき請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - （1）第2124条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - （2）測量業務の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
 - （3）その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

第2126条 業務期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において業務期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、業務期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残業務期間及び残業務量等から業務期間の変更が必要でないとは判断した場合は、業務期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、業務期間の延長が必要と判断した場合には、業務期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により業務期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第2127条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然

的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、第2137条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- （1）第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - （2）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - （3）環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当または不可能となった場合
 - （4）天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - （5）第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - （6）前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第2128条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- （1）契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- （2）発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第2129条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償または履行の追完を行わなければならない。

- （1）契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- （2）契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- （3）受注者の責により損害が生じた場合

第2130条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - （1）別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - （2）その他特に必要と認められた場合
- 2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第2131条 再委託

- 1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - （1）測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、

製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、公社の測量業務指名競争参加資格者である場合は、公社の指名停止期間中であってはならない。

第2132条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独でまたは他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第2133条 受注者の異議申し立て

1. 受注者は、公社または監督員の指示もしくは決定に異議がある場合には、当該指示もしくは決定を受けた日から10日以内に書面により異議申し立てを行うことができるものとする。

なお、受注者が、10日以内に異議を申し立てない場合には、公社または監督員の指示もしくは決定に合意したものとする。

2. 公社または監督員は、異議申し立ての書面を受理した場合には、速やかに受注者と協議を行うものとする。
3. 受注者は、異議申し立てを行った場合においても、第2127条一時中止により公社が業務の一時中止を指示した場合を除き、業務の全部または一部を中止してはならない。

第2134条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第2115条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当

該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められまたそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 2135 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示または承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第2115条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第2136条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達 令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務または工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には高速道路交通警察隊、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第2137条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い、成果品の品質または工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、または多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第2138条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第2139条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間

を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第2140条 低価格調査

予定価格が1000万円を超える業務で、指名競争に付するもののうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等を行うので、受注者は協力すること。

第2141条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第2115条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第2115条で示す業務計画書に記載するも

のとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第2142条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第2143条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2144条 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、屋外で行う業務の実施にあたって文化財の保護に十分注意し、

使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、業務の実施中に文化財を発見したときは直ちに業務を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、業務の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、公社の契約に係る業務に起因するものとみなし、公社が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

第 2145 条 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 28 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに業務災害報告書を監督員を通じて公社に報告しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第 28 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80mm 以上

② 1 時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20mm 以上

③ 連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150mm 以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速(10 分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 25 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責に帰するものをいう。

第 2146 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）、福岡県新技術・新工法ライブラリー、福岡北九州高速道路公社新技術活用促進制度等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

第 3 編 地質・土質調査業務

第3編 地質・土質調査業務

目次

第3編 地質・土質調査業務	3-1
第1章 総則	3-1
第3101条 適用	3-1
第3102条 用語の定義	3-1
第3103条 受発注者の責務	3-4
第3104条 業務の着手	3-4
第3105条 遅延日数の算定	3-4
第3106条 調査地点の確認	3-4
第3107条 設計図の支給及び点検	3-4
第3108条 監督員	3-5
第3109条 管理技術者	3-5
第3110条 照査技術者及び照査の実施	3-5
第3111条 現場作業責任者	3-6
第3112条 担当技術者	3-6
第3113条 提出書類	3-6
第3114条 打合せ等	3-7
第3115条 業務計画書	3-7
第3116条 資料等の貸与及び返却	3-8
第3117条 関係官公庁への手続き等	3-8
第3118条 地元関係者との交渉等	3-8
第3119条 土地への立ち入り等	3-9
第3120条 成果品の提出	3-9
第3121条 関連法令及び条例の遵守	3-9
第3122条 検査	3-10
第3123条 修補	3-10
第3124条 条件変更等	3-10
第3125条 契約変更	3-10
第3126条 業務期間の変更	3-11
第3127条 一時中止	3-11
第3128条 発注者の賠償責任	3-12
第3129条 受注者の賠償責任等	3-12
第3130条 部分使用	3-12
第3131条 再委託	3-12
第3132条 成果品の使用等	3-13
第3133条 受注者の異議申し立て	3-13
第3134条 守秘義務	3-13
第3135条 個人情報の取扱い	3-13
第3136条 安全等の確保	3-15
第3137条 臨機の措置	3-16
第3138条 履行報告	3-16
第3139条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	3-16

第 3140 条	低価格調査	3-17
第 3141 条	行政情報流出防止対策の強化	3-17
第 3142 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	3-18
第 3143 条	保険加入の義務	3-18
第 3144 条	文化財の保護	3-18
第 3145 条	不可抗力による損害	3-19
第 3146 条	新技術の活用について	3-19
第 2 章	機械ボーリング	3-20
第 1 節	機械ボーリング	
第 3201 条	目的	3-20
第 3202 条	土質の分類	3-20
第 3203 条	調査等	3-20
第 3204 条	成果品	3-21
第 3 章	サンプリング	3-22
第 3301 条	目的	3-22
第 3302 条	採取方法	3-22
第 3303 条	試料の取扱い	3-22
第 3304 条	成果品	3-22
第 4 章	サウンディング	3-23
第 1 節	標準貫入試験	
第 3401 条	目的	3-23
第 3402 条	試験等	3-23
第 3403 条	成果品	3-23
第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	
第 3404 条	目的	3-23
第 3405 条	試験等	3-23
第 3406 条	成果品	3-24
第 3 節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	
第 3407 条	目的	3-24
第 3408 条	試験等	3-24
第 3409 条	成果品	3-24
第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	
第 3410 条	目的	3-24
第 3411 条	試験等	3-25
第 3412 条	成果品	3-25
第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	
第 3413 条	目的	3-25
第 3414 条	試験等	3-25
第 3415 条	成果品	3-25

第 5 章 原位置試験	3-26
第 1 節 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）	
第 3501 条 目的	3-26
第 3502 条 試験等	3-26
第 3503 条 成果品	3-26
第 2 節 地盤の平板載荷試験	
第 3504 条 目的	3-27
第 3505 条 試験等	3-27
第 3506 条 成果品	3-27
第 3 節 現場密度測定（砂置換法）	
第 3507 条 目的	3-27
第 3508 条 試験等	3-27
第 3509 条 成果品	3-27
第 4 節 現場密度測定（R I 法）	
第 3510 条 目的	3-28
第 3511 条 試験等	3-28
第 3512 条 成果品	3-28
第 5 節 現場透水試験	
第 3513 条 目的	3-28
第 3514 条 試験等	3-28
第 3515 条 成果品	3-28
第 6 節 ルジオン試験	
第 3516 条 目的	3-29
第 3517 条 試験等	3-29
第 3518 条 成果品	3-29
第 7 節 速度検層	
第 3519 条 目的	3-29
第 3520 条 試験等	3-29
第 3521 条 成果品	3-29
第 8 節 電気検層	
第 3522 条 目的	3-30
第 3523 条 試験等	3-30
第 3524 条 成果品	3-30
第 6 章 解析等調査業務	3-31
第 3601 条 目的	3-31
第 3602 条 業務内容	3-31
第 3603 条 成果品	3-31
第 7 章 軟弱地盤技術解析	3-32
第 3701 条 目的	3-32
第 3702 条 業務内容	3-32
第 3703 条 成果品	3-33

第 8 章 物理探査	3-34
第 1 節 弾性波探査	
第 3801 条 目的	3-34
第 3802 条 業務内容	3-34
第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査）	
第 3803 条 目的	3-35
第 3804 条 業務内容	3-35
第 9 章 地すべり調査	3-36
第 3901 条 目的	3-36
第 3902 条 計画準備	3-36
第 3903 条 地下水調査	3-36
第 3904 条 移動変形調査	3-37
第 3905 条 雨量観測	3-37
第 3906 条 解析	3-37
第 3907 条 対策工法選定	3-38
第 3908 条 報告書作成	3-38
第 10 章 地形・地表地質踏査	3-39
第 31001 条 目的	3-39
第 31002 条 業務内容	3-39
第 31003 条 成果品	3-40

第3編 地質・土質調査業務

第1章 総則

第3101条 適用

1. 本編は、公社の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 設計図書と指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第3102条 用語の定義

本編に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び現場監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任監督員および現場監督員の指揮監督並びに業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている現場監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記

載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

7. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者または発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、別冊の「業務請負契約書」をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
17. 「金額を記載しない設計書」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは監督員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

26. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
30. 「提出」とは、受注者が監督員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
31. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
33. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
35. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
36. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
37. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
38. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
39. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
40. 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
41. 「立会」は、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3103条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第3104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（福岡北九州高速道路公社就業規則第8条の2第1項に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第3105条 遅延日数の算定

契約書に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{遅延日数} = & (\text{完了届受領日} - \text{契約業務期間末日}) \\ & + (\text{修補の完了届受領日} - \text{検査不合格の通知日}) \end{aligned}$$

この場合において、「検査不合格の通知日」及び「修補の完了届受領日」とは、それぞれ契約書第30条第2項及び第5項に規定するものをいう。

第3106条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第3107条 設計図の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

第3108条 監督員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第3109条 管理技術者

1. 契約書第9条第1項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属するものとする。
2. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
4. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、または応用理学-地質）または建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による。）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門または土質及び基礎部門）の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。
5. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第3110条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - （1）受注者は設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - （2）照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、または応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による。）、RCCM（地質部門または土質及び基礎部門）の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定めるまたは監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第3111条 現場作業責任者

- 1. 受注者は、現場業務において管理技術者が現場に常駐できない場合は、別に現場作業責任者を定めることができる。なお、現場作業責任者は受注者に所属する者とし、その氏名その他必要事項を監督員に提出しなければならない。現場作業責任者を変更したときも同様とする。
- 2. 現場作業責任者は、管理技術者の権限のうち、次に掲げるもの以外を行使することはない。
 - ア 立会確認日の通知

第3112条 担当技術者

- 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第3113条 提出書類

- 1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請し

なければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第3114条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第3115条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む。）
 - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする。）
 - (10) 仮設備計画

(11) その他

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2) 実施方針または(11)その他には、第3135条個人情報の取扱い、第3136条安全等の確保及び第3141条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第3116条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第3117条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第3118条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場

合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第3119条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内(休日等を除く。)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第3120条 成果品の提出

1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合は業務期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。
4. 受注者は、「電子納品等の手引き(福岡北九州高速道路公社)・最新版」(以下「手引き」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。手引きで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

第3121条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第3122条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務成果品の検査
 - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「手引き」に基づくものとする。

第3123条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第3124条 条件変更等

1. 監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更または設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第3119条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第3125条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により請負代金額に変更が生じる場合
 - (2) 業務期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合

- (4) 契約書第29条の規定に基づき請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第3124条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

第3126条 業務期間の変更

- 1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において業務期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2. 発注者は、業務期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残業務期間及び残業務量等から業務期間の変更が必要でないと判断した場合は、業務期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、業務期間の延長が必要と判断した場合には、業務期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により業務期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第3127条 一時中止

- 1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第3137条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第 3128 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 3129 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償または履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 3130 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 3131 条 再委託

1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、公社の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は公社の指名停止期間中であってはならない。

第3132条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独でまたは他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第3133条 受注者の異議申し立て

1. 受注者は、公社または監督員の指示もしくは決定に異議がある場合には、当該指示もしくは決定を受けた日から10日以内に書面により異議申し立てを行うことができるものとする。
 なお、受注者が、10日以内に異議を申し立てない場合には、公社または監督員の指示もしくは決定に合意したものとする。
2. 公社または監督員は、異議申し立ての書面を受理した場合には、速やかに受注者と協議を行うものとする。
3. 受注者は、異議申し立てを行った場合においても、第3127条一時中止により公社が業務の一時中止を指示した場合を除き、業務の全部または一部を中止してはならない。

第3134条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第3115条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められまたそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第3135条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための

個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示または承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

（1）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務

に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。
なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第3115条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3136条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査または工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には高速道路交通警察隊、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
- 6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは監督員の承諾を受けなければならない。

第3137条 臨機の措置

- 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
- 2. 監督員は、天災等に伴い成果品の品質または工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、または多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第3138条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第3139条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第3140条 低価格調査

予定価格が1000万円を超える業務で、指名競争に付するもののうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等を行うので、受注者は協力すること。

第3141条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策を取り、第3115条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第3115条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置を取り、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第3142条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3143条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第3144条 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、屋外で行う業務の実施にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、業務の実施中に文化財を発見したときは直ちに業務を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、業務の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、公社の契約に係る業務に起因するものとみなし、公社が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有す

るものである。

第3145条 不可抗力による損害

1. 業務災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに業務災害報告書を監督員を通じて公社に報告しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第28条第1項に規定する「設計図書に基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責に帰するものをいう。

第3146条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）、福岡県新技術・新工法ライブラリー、福岡北九州高速道路公社新技術活用促進制度等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

第2章 機械ボーリング

第1節 機械ボーリング

第3201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行ことを目的とする。

第3202条 土質の分類

土質の分類は、JGS 0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

第3203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
 - (1) 孔口はケーシングパイプまたはドライブパイプで保護するものとする。
 - (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 - (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
 - (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。

(9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。

(10) 試料を採取するオールコアボーリング※¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※²を行うこととする。

ノンコアボーリングまたはオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検尺

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、または予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第3204条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質または地質断面図（着色を含む。）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「電子納品等の手引き（福岡北九州高速道路公社）・最新版」（以下「手引き」という。）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコア提出の要否は監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第3章 サンプルング

第3301条 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第3302条 採取方法

1. シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

第3303条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第3304条 成果品

1. 成果品は、次のものを提出するものとする。
 - （1）採取位置、採取深さ、採取長
 - （2）採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第3401条 目的

1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

第3402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込み完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第3403条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及び「電子納品等の手引き（福岡北九州高速道路公社）・最新版」（以下「手引き」という。）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第3404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。

第3405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。
2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。

3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第3406条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質または地質断面図（着色を含む。）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

第3407条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、またはその地盤構成を判定することを目的とする。

第3408条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

第3409条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第3410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

第3411条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

第3412条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置案内図、調査位置平面図
- （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。

第5節 簡易動的コーン貫入試験

第3413条 目的

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

第3414条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1433（簡易動的コーン貫入試験）によるものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

第3415条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置案内図、調査位置平面図
- （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。

第5章 原位置試験

第1節 孔内載荷試験

第3501条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第3502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。

(1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

(3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

(4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

(5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m² ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第3503条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するため

のプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

第3504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

第3505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

第3506条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

第3節 現場密度測定（砂置換法）

第3507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

第3508条 試験等

試験方法及び器具は、JIS A1214（砂置換法による土の密度試験方法）によるものとする。

第3509条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A1214（砂置換法による土の密度試験方法）により整理し提出するものとする。

第4節 現場密度測定（R I 法）

第3510条 目的

現場密度測定（R I 法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

第3511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS 1614（RI 計器による土の密度試験方法）によるものとする。

第3512条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置、調査方法、測定値
- （2）含水比、湿潤密度、乾燥密度

第5節 現場透水試験

第3513条 目的

現場透水試験は、揚水または注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

第3514条 試験等

試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。

第3515条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置、深さ、調査方法、測定値
- （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1614 によるものとする。

第6節 ルジオン試験

第3516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

第3517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1323（ルジオン試験方法）によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

第3518条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（p-q 曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（Lu）または換算ルジオン値（Lu'）

第7節 速度検層

第3519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝搬するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

第3520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

第3521条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第8節 電気検層

第3522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

第3523条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1121（地盤の電気検層方法）によるものとする。
2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ が標準）、自然電位検層（S P 検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

第3524条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置、測定深さ
- （2）掘削孔経、電気検層の種類及び電極間隔
- （3）検層装置の仕様
- （4）比抵抗曲線

第6章 解析等調査業務

第3601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

第3602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
3. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
4. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質または地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合。）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討。）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討。）

第3603条 成果品

成果品は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質または土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

第3701条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む。）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

第3702条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む。）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

（1）地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む。）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む。）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

（2）地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む。）を算定するものとする。

（3）地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

（4）地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つまたは複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を

行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む。）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

第3703条 成果品

成果品は、現地踏査結果、業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

第3801条 目的

弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。

第3802条 業務内容

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

7. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第3803条 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

第3804条 業務内容

1. 計画準備

第3802条第1項に準じるものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

6. 解析

- （1）観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- （2）観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- （3）比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

7. 報告書作成

第3802条第7項に準じるものとする。

第9章 地すべり調査

第3901条 目的

地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

第3902条 計画準備

1. 第3802条第1項に準じるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。

(1) 既存資料調査

対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。

(2) 地形判読作業

地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。

(3) 現地調査

地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画上必要な基準線となる測線を定めるものとする。

第3903条 地下水調査

1. 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS 1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）によるものとする。

2. 地下水検層

ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所でトレーサーが希釈されることにより電気抵抗または温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）によるものとする。

3. 間隙水圧測定

電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものとする。

4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T）

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。

5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

第3904条 移動変形調査

1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

2. 伸縮計による調査

(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 調査方法については、JGS 1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）によるものとする。

3. 傾斜計による調査

(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法）によるものとする。

4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径 48～60mm の塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、または、1方向にパーパスストレインゲージを 1.0m 間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。

5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して 0.5m あるいは 1.0m 毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。

第3905条 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。

第3906条 解析

1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、更に移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

第3907条 対策工法選定

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）

第3908条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

第10章 地形・地表地質踏査

第31001条 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、更に地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

第31002条 業務内容

1. 計画準備

業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。

2. 既存資料調査

対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。

3. 空中写真判読

隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。

4. 現地踏査

- (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
- (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
- (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。

5. 地質解析

(1) 地質工学的検討

対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。

(2) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

第 31003 条 成果品

成果品は、次のものを提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) ルートマップ
- (5) 露頭写真

第 4 編 発注者支援業務

第4編 発注者支援業務

目次

第4編 発注者支援業務	4-1
第1章 総則	4-1
第4101条 適用	4-1
第4102条 用語の定義	4-1
第4103条 業務の着手	4-3
第4104条 監督員	4-3
第4105条 管理技術者	4-4
第4106条 担当技術者の資格	4-4
第4107条 適切な技術者の配置	4-5
第4108条 提出書類	4-5
第4109条 打合せ等	4-6
第4110条 業務計画書	4-6
第4111条 業務に必要な資料の取扱い	4-6
第4112条 土地への立ち入り等	4-7
第4113条 成果品の提出	4-7
第4114条 関連法令及び条例の遵守	4-7
第4115条 検査	4-7
第4116条 再委託	4-8
第4117条 守秘義務	4-8
第4118条 情報セキュリティにかかる事項	4-8
第4119条 安全等の確保	4-9
第4120条 条件変更等	4-9
第4121条 修補	4-9
第4122条 契約変更	4-10
第4123条 業務期間の変更	4-10
第4124条 一時中止	4-10
第4125条 発注者の賠償責任	4-11
第4126条 受注者の賠償責任	4-11
第4127条 部分使用	4-11
第4128条 臨機の措置	4-11
第4129条 個人情報の取扱い	4-11
第4130条 行政情報流出防止対策の強化	4-13
第4131条 低価格調査	4-14
第4132条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	4-14
第4133条 保険加入の義務	4-14

第 2 章 積算技術業務	4-15
第 4201 条 担当技術者	4-15
第 4202 条 業務内容	4-15
第 4203 条 留意事項	4-15
第 4204 条 報告等	4-16
第 4205 条 成果品	4-16
第 4206 条 引き渡し前における成果品の使用	4-16
第 3 章 技術審査業務	4-17
第 4301 条 担当技術者	4-17
第 4302 条 業務内容	4-17
第 4303 条 報 告	4-18
第 4304 条 成果品	4-18
第 4305 条 引き渡し前における成果品の使用	4-18
第 4 章 工事監督支援業務	4-19
第 4401 条 担当技術者	4-19
第 4402 条 業務内容	4-19
第 4403 条 管理技術者の行う業務	4-20
第 4404 条 業務委託証明書	4-20
第 4405 条 報告	4-20
第 4406 条 成果品	4-21

第4編 発注者支援業務

第1章 総則

第4101条 適用

1. 本編は、公社の発注する土木工事等に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 設計図書と指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、本共通仕様書の第1～3編によるものとする。

第4102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項《監督員の条項》に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び現場監督員を総称していう。
4. 「総括監督員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾または、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があるとする場合における発注者への報告を行い、主任監督員、現場監督員の指揮監督を行う者をいう。
重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
5. 「主任監督員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾または協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括監督員への報告及び現場監督員への指示を行う者をいう。
6. 「現場監督員」とは、業務を担当し、主に、総括監督員または主任監督員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括監督員または主任監督員への報告を行う者をいう。
7. 「検査員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項《検査等の条項》の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「工事監督員」とは、工事請負契約書第9条第1項《監督員の条項》に基づき、発

注者が定め当該工事の受注者に通知した者をいう。

9. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項《管理技術者等の条項》の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、業務請負契約書をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
17. 「金額を記載しない設計書」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
26. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
30. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
31. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに

知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

33. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

35. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

36. 「工事入札参加者」とは、公社が発注する工事において、入札に参加を希望し、業務における分析・整理の対象となる技術資料または競参加資格確認申請書を提出した企業をいう。

37. 「競争参加資格確認申請書」とは、技術審査業務において、工事入札参加者から提出された企業の施工実績、配置予定技術者の資格・経験、並びに総合評価方式に関する技術的所見及び技術提案書等をいう。

38. 「積算関係資料」とは、積算技術業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等をいう。

39. 「検査」とは、契約書第30条《検査等の条項》に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。

40. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

41. 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面受け取り、内容を把握することをいう。

第4103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15日（福岡北九州高速道路公社就業規則第8条の2第1項に規定する休日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第4104条 監督員

1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項《監督員の権限の条項》に

規定した事項である。

4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第4105条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項《管理技術者等の条項》に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項《管理技術者等の条項》の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、第4202条、第4302条、第4402条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次のいずれかまたは発注者が別に示す資格保有であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。
 - ・ 技術士（総合技術監理部門－建設または建設部門）
 - ・ 一級土木施工管理技士
 - ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者または土木学会1級土木技術者
 - ・ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）または発注者が認めた同等の資格を有する者
 - ・ R C C MまたはR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第4106条 担当技術者の資格

1. 第4201条、第4301条、第4401条で示されている担当技術者については、次のいずれかに該当する者であること。ただし、第4201条、第4301条で示されている担当技術者については、1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、この限りではない。

また、業務内容が土木以外の分野であるもの、若しくは相当程度含まれるものについては、発注者が別に示す資格を有すること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設または建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・ 一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士

- ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会 1 級土木技術者または土木学会 2 級土木技術者
 - ・ (一社) 全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者 (I)、公共工事品質確保技術者 (II) または発注者が認めた同等の資格を有する者
 - ・ R C C M または R C C M と同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る。)
 - ・ 「管理技術者に必要とされる同種または類似業務等の実績」と同様の実務経験が 1 年以上の者
 - ・ 道路関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者
2. 受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。
3. 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定担当技術者を担当技術者に定めなければならない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

第 4107 条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - 一 技術者経歴・職歴
 - 二 受注者との雇用形態
 - 三 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業 (建設業許可業者、製造業者等) の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

第 4108 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム (以下「テクリス」という。) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後、15 日 (休日等を除く) 以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は 8 名までとする。)

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第 4109 条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合わせを行うものとし、その結果について書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第 4110 条 業務計画書

1. 受注者は契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、積算技術業務においては、「七 その他」に積算関係資料の管理体制を、技術審査業務においては、「七 その他」に技術資料の管理体制をそれぞれ記載するものとする。
 - 一 業務概要
 - 二 実施工程（情報セキュリティに関する対策を含む。）
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画
 - 五 打合せ計画
 - 六 連絡体制（緊急時含む。）
 - 七 その他
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 4111 条 業務に必要な資料の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 監督員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。

3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡または使用させてはならない。

第 4112 条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、契約書第 12 条《土地への立ち入りの条項》の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

第 4113 条 成果品の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、第 4205 条、第 4304 条または第 4406 条に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合で、同意した場合は業務期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第 4114 条 関係法令及び条例等の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、また検査をすることができる。

第 4115 条 検査

1. 受注者は、契約書第 30 条第 1 項《検査及び引渡しの条項》の規定に基づき、業務完了

報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第4116条 再委託

1. 契約書第6条《一括再委託等の禁止の条項》に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る。）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、公社の測量及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、理事長から測量及び建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。

第4117条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項《秘密の保持等の条項》の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第4110条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められまたそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第4118条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第4119条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、高速道路交通警察隊、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - 二 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 三 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第4120条 条件変更等

1. 契約書第17条第1項第5号《条件変更等の条項》に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条《不可抗力による損害の条項》に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第17条《条件変更等の条項》、18条《設計図書等の変更等の条項》及び20条《業務にかかる受注者の提案の条項》の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第4121条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指

示することができるものとする。

3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項《検査及び引渡し》の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第4122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務請負契約の変更を行うものとする。
 - 一 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合
 - 二 業務期間の変更を行う場合
 - 三 監督員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - 四 契約書第29条《請負代金額の変更に代える設計図書の変更の条項》の規定に基づき請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - 一 第4120条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
 - 二 業務の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
 - 三 その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

第4123条 業務期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、業務期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、業務期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残業務期間及び残業務量等から業務期間の変更が必要でないと判断した場合は、業務期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第21条《受注者の請求による業務期間の延長の条項》の規定に基づき、業務期間の延長が必要と判断した場合には、業務期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条《発注者の請求による業務期間の短縮等の条項》に基づき、発注者の請求により業務期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第4124条 一時中止

1. 契約書第19条《業務の中止の条項》の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部または一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第4128条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - 一 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - 二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - 三 環境問題等の発生により業務の続行が不相当または不可能となった場合

- 四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - 五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務の全部または一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第4125条 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 一 契約書第26条《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第27条《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第4126条 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償または履行の追完を行わなければならない。

- 一 契約書第26条《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第27条《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 二 契約書第39条《契約不適合責任の条項》に規定する契約不適合責任として請求された場合
- 三 受注者の責により損害が生じた場合

第4127条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条《引渡前における成果品の使用》の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- 一 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - 二 その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第4128条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果品の品質及び業務期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第4129条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4130条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 一 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 二 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 三 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第4110条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 二 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - 1) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - 2) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - 3) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはなら

ない。

- 一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- 二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- 三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- 四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- 五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 二 この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第4131条 低価格調査

予定価格が1000万円を超える業務で、指名競争に付するもののうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等を行うので、受注者は協力すること。

第4132条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2. 1.により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第4133条 保険加入の義務

- 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 積算技術業務

第4201条 担当技術者

1. 担当技術者は、第4202条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。
 - ・業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事積算基準書(福岡北九州高速道路公社)」等を十分理解し、厳正に実施すること。
2. 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、関連する土木工事の施工方法等についても把握しておくこと。

第4202条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、次に示す内容を行うものとする。

1. 積算に必要な現地調査

受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で監督員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について監督員の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に監督員にその内容を協議の上、行うものとする。

2. 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

3. 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む。）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

第4203条 留意事項

1. 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。
 - 一 設計成果品の内容把握
発注者から貸与された設計成果品について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。
 - 二 関連工事の把握
発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。
 - 三 新技術及び特許工法等の把握
新技術（NETIS登録技術に限る。）、福岡県新技術・新工法ライブラリー、福岡北九州高速道路公社新技術活用促進制度及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む。）。）が指定されている場合は、作成する工事発注図面、または特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等

を反映させること。

2. 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。
3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。
 - ・土木工事積算基準書(福岡北九州高速道路公社)
 - ・建設機械等損料算定表((一社)日本建設機械施工協会)
 - ・土木工事共通仕様書(福岡北九州高速道路公社)
 - ・土木工事数量算出要領(案)(国土交通省)

第4204条 報告等

1. 受注者は、積算関係資料(積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書(案)等)の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月監督員へ報告するものとする。
2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を書面(引継事項記載書)で提出するものとする。
 - ・業務実施にあたり留意すべき点(積算上必要となる施工条件等)

第4205条 成果品

積算技術業務の成果品は次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 一 | 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) | 1式 |
| 二 | 積算資料 | 1式 |
| 三 | 打ち合わせ記録簿 | |
| 四 | 引継事項記載書 | |

第4206条 引き渡し前における成果品の使用

発注者は、成果品の引き渡し前であっても、成果品の全部または一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第3章 技術審査業務

第4301条 担当技術者

1. 担当技術者は、第4302条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。

- 一 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事共通仕様書(福岡北九州高速道路公社)」等を十分理解し、厳正に実施すること。
- 二 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、現地の状況についても把握しておくこと。

第4302条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める項目について次に示す内容を実施するものとする。

1. 工事発注資料の作成

監督員から示された様式、条件及び資料を基に次の資料を作成するものとする。

- 一 一般競争入札方式により発注する工事
入札公告文（案）及び入札説明書（案）（添付提出様式を含む。）
- 二 工事希望型競争入札方式により発注する工事
競争参加資格確認申請書等提出要請書（案）

2. 競争参加資格確認申請書等の分析・整理

一 現地調査

業務の対象となる工事の現場状況を把握するために現地調査を実施し、調査により確認された現地状況等を写真・図面とともに整理するものとする。

二 競争参加資格の確認・整理

1) 競争参加資格の確認・整理

公社が発注する工事に関し、監督員から指示する条件及び貸与資料に基づき、次の資料の確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表として整理するものとする。

①企業の同種または類似工事の実績等確認

企業の同種または類似工事の実績、配置予定技術者の資格及び同種または類似工事の実績等

②一般競争参加資格等確認

一般競争参加資格、福岡北九州高速道路公社工事等請負業者の選定に関する細則第3条規定の該当の有無、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立ての有無、指名停止措置の有無、警察当局からの排除要請の有無及び本支店・営業所の所在地等

2) 総合評価項目の分析・整理

公社が発注する工事に関し、総合評価に関わる資料について内容の確認を行い、記載事項の妥当性、工事履行の信頼性等について、監督員から指示された条件に基づき、発注者の視点で分析・整理を行うものとする。

上記分析・整理の結果を踏まえて次の資料を作成するものとする。

- ① 各工事の工事入札参加者の技術提案または施工計画について、個別提案項目毎に分析した結果を簡潔にとりまとめ、一覧表に整理した

もの及びその根拠資料

- ② 技術提案または施工計画、企業の施工実績等評価を含む全ての評価項目について、分析した結果を簡潔にとりまとめ、一覧表に整理したもの及びその根拠資料、

なお、監督員からヒアリングによる情報が提供された場合は、これを上記の資料作成に反映させるものとする。

- ③ ヒアリングに向けた確認事項の整理

発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、競争参加資格確認申請書等の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理を行うものとする。

- 3) 入札・契約に係る委員会等資料作成・整理

公社が発注する工事に関し、入札・契約に係る委員会等に関わる資料について、監督員から指示された条件に基づき、発注者の視点で資料作成・整理を行うものとする。

上記条件に基づき次の資料を作成するものとする。

入札・契約に係る委員会等向けにマスキングを施した資料

第4303条 報告

1. 受注者は、技術審査関係資料（競争参加資格確認申請書、総合評価に関わる分析整理表等（電子データを含む。）。）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月監督員へ報告するものとする。
2. 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、監督員に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
 - 一 実施した業務の内容
 - 二 その他必要事項

第4304条 成果品

技術審査業務の成果品は次のとおりとする。

- 一 工事発注資料
- 二 競争参加資格確認申請書等の分析・整理資料
- 三 その他監督員が指示した資料

第4305条 引き渡し前における成果品の使用

発注者は、成果品の引き渡し前であっても、成果品の全部または一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第4章 工事監督支援業務

第4401条 担当技術者

1. 担当技術者は、第4402条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。
 - 一 業務の実施にあたっては、別に定める「請負工事監督要領(福岡北九州高速道路公社)」等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - 二 業務の実施にあたって、工事受注者または外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督員にその内容を正確に伝えること。
 - 三 業務の実施にあたって、工事受注者または外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - 四 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
2. 担当技術者は、第4402条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、または承諾を行ってはならない。

第4402条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。

1. 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等

- 一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する「指示・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成」を行い、提出するものとする。
- 二 受注者は、工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項。）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。
- 三 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、その結果を報告または提出するものとする。
 - 1) 設計図書が現場条件と一致しないこと。
 - 2) 設計図書に誤りまたは脱漏があること。
 - 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 6) 工事を一時中止し、または打ち切る必要があると認められる場合。
- 四 受注者は、工事の設計変更若しくは理事長への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）作成を行い、提出するものとする。

2. 業務対象工事の施工状況の照合等

- 一 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- 二 受注者は、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- 三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。
- 四 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。
- 五 受注者は完成検査等の受験書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。

3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成及び立会いを行い、その結果を報告または提出するものとする。

4. 工事検査等への臨場

受注者は、監督員の指示に従い、工事監督員のもと、中間検査、技術検査を伴う既済部分検査、完成検査等に臨場するものとする。

5. その他

受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては監督員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

第 4403 条 管理技術者の行う業務

管理技術者は、第 4105 条に示す業務のほか、次に示す業務を実施しなければならない。

1. 工事管理

管理技術者は、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

第 4404 条 業務委託証明書

受注者は、業務を行う担当技術者の業務委託証明書発行申請書を監督員に提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務にあたらなければならない。

第 4405 条 報告

1. 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
 - 一 実施した業務の内容
 - 二 その他必要事項
2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を監督員に書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

- 一 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等。）
- 二 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

第 4406 条 成果品

工事監督支援業務の成果品は次のとおりとする。

- 一 業務報告書
- 二 引継事項記載書

第 5 編 事業調査業務

第5編 事業調査業務

目 次

第1章 総 則

第5101条	適用	5-1
第5102条	用語の定義	5-1
第5103条	業務の着手	5-3
第5104条	監督員	5-3
第5105条	管理技術者	5-4
第5106条	担当技術者の資格	5-4
第5107条	適切な技術者の配置	5-5
第5108条	提出書類	5-5
第5109条	打合せ等	5-5
第5110条	業務計画書	5-6
第5111条	業務に必要な資料の取扱い	5-6
第5112条	土地への立ち入り等	5-6
第5113条	成果品の提出	5-7
第5114条	関係法令及び条例等の遵守	5-7
第5115条	検査	5-7
第5116条	再委託	5-7
第5117条	守秘義務	5-8
第5118条	情報セキュリティにかかる事項	5-8
第5119条	安全等の確保	5-8
第5120条	条件変更等	5-9
第5121条	修補	5-9
第5122条	契約変更	5-9
第5123条	業務期間の変更	5-10
第5124条	一時中止	5-10
第5125条	発注者の賠償責任	5-10
第5126条	受注者の賠償責任	5-11
第5127条	部分使用	5-11
第5128条	臨機の措置	5-11
第5129条	個人情報の取扱い	5-11
第5130条	行政情報流出防止対策の強化	5-12
第5131条	低価格調査	5-13
第5132条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	5-14
第5133条	保険加入の義務	5-14

第5編 事業調査業務

第1章 総 則

第5101条 適用

1. 本編は、公社の発注する土木工事等に係る事業調査業務（以下「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 設計図書と指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務等、測量調査業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、本共通仕様書の第1～3編によるものとする。

第5102条 用語の定義

本編に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項《監督員の条項》に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び現場監督員を総称していう。
4. 「総括監督員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾または、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への報告を行い、主任監督員、現場監督員の指揮監督を行う者をいう。
重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
5. 「主任監督員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾または協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものは除く。）、総括監督員への報告及び現場監督員への指示を行う者をいう。
6. 「現場監督員」とは、業務を担当し、主に、総括監督員または主任監督員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括監督員または主任監督員への報告を行う者をいう。
7. 「検査員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項《検査等の条項》の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約

- 書第9条第1項《管理技術者等の条項》の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
 10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
 11. 「契約書」とは、業務請負契約書をいう。
 12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
 13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
 14. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
 15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
 16. 「金額を記載しない設計書」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 17. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
 18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
 19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
 20. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 21. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
 22. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
 23. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
 24. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
 25. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
 26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
 27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
 28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
 29. 「提出」とは受注者が監督員に対し、業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 30. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

31. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

32. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

33. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

34. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

35. 「工事入札参加者」とは、公社が発注する工事において、入札に参加を希望し、業務における分析・整理の対象となる技術資料または競争参加資格確認申請書を提出した企業をいう。

36. 「競争参加資格確認申請書等」とは、技術審査業務において、工事入札参加者から提出された企業の施工実績、配置予定技術者の資格・経験、並びに総合評価方式に関する技術的所見及び技術提案書等をいう。

37. 「積算関係資料」とは、積算技術業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）等をいう。

38. 「検査」とは、契約書第30条《検査等の条項》に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。

39. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

40. 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

41. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

42. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第5103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15日（福岡北九州高速道路公社就業規則第8条の2第1項に規定する休日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に業務等に着手等しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第5104条 監督員

1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項《監督員の権限の条項》に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第5105条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項《管理技術者等の条項》に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項《管理技術者等の条項》の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、業務内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次のいずれかまたは発注者が別に示す資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門－建設または建設部門）
 - ・1級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者または土木学会1級土木技術者
 - ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）または発注者が認めた同等の資格を有する者
 - ・RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第5106条 担当技術者の資格

1. 担当技術者については、次のいずれかに該当する者であること。
 - ・技術士（総合技術監理部門－建設または建設部門）、技術士補（建設部門）
 - ・1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者または土木学会1級土木技術者または土木学会2級土木技術者
 - ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）または発注者が認めた同等の資格を有する者
 - ・RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）

る。)

- ・「管理技術者に必要とされる同種または類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

2. 受注者は、担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。
3. 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定担当技術者を担当技術者に定めなければならない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

第5107条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - 一 技術者経歴・職歴
 - 二 受注者との雇用関係
 - 三 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

第5108条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の提出登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第5109条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第5110条 業務計画書

1. 受注者は契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - 一 業務概要
 - 二 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む。）
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画
 - 五 打合せ計画
 - 六 連絡体制（緊急時含む。）
 - 七 その他
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第5111条 業務に必要な資料の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 監督員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡または使用させてはならない。

第5112条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、契約書第12条《土地への立ち入りの条項》の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調

を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

第5113条 成果品の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、業務の内容及び業務実施報告書を取りまとめた報告書を作成し、監督員に業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合で、同意した場合は業務期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第5114条 関係法令及び条例等の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、また検査をすることができる。

第5115条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項《検査及び引渡しの条項》の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、検査を行うものとする。

第5116条 再委託

1. 契約書第6条第1項《一括再委託等の禁止の条項》に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - 一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る。）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
 なお、再委託の相手方は、公社の測量及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、理事長から測量及び建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。

第5117条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項《秘密の保持等の条項》の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第5110条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められまたそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第5118条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第5119条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、高速道路交通警察隊、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - 二 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 三 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第5120条 条件変更等

- 1. 契約書第17条第1項第5号《条件変更等の条項》に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条《不可抗力による損害の条項》に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
- 2. 監督員が、受注者に対して契約書第17条《条件変更等の条項》、18条《設計図書等の変更等の条項》及び20条《業務に係る受注者の提案の条項》の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第5121条 修補

- 1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項《検査及び引渡し》の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第5122条 契約変更

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務請負契約の変更を行うものとする。
 - 一 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合
 - 二 業務期間の変更を行う場合
 - 三 監督員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - 四 契約書第29条《請負代金額の変更に代える設計図書の変更の条項》の規定に基づき請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- 一 第 5120 条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
- 二 業務の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
- 三 その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

第 5123 条 業務期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、業務期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、業務期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残業務期間及び残業務量等から業務期間の変更が必要でないと判断した場合は、業務期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 21 条《受注者の請求による業務期間の延長の条項》の規定に基づき、業務期間の延長が必要と判断した場合には、業務期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 22 条《発注者の請求による業務期間の短縮等の条項》に基づき、発注者の請求により業務期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 5124 条 一時中止

1. 契約書第 19 条《業務の中止の条項》の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部または一部を一時中止させるものとする。
 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第 5128 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - 一 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - 二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - 三 環境問題等の発生により業務の続行が不相当または不可能となった場合
 - 四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - 五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務の全部または一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第 5125 条 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 一 契約書第 26 条《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第 27 条《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 5126 条 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償または履行の追完を行わなければならない。

- 一 契約書第 26 条《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第 27 条《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 二 契約書第 39 条《契約不適合責任の条項》に規定する契約不適合責任として請求された場合
- 三 受注者の責により損害が生じた場合

第 5127 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条《引渡前における成果品の使用》の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - 一 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - 二 その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 5128 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果品の品質及び業務期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 5129 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）等の関連法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第5130条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 一 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 二 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 三 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 5110 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 二 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - 1) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - 2) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - 3) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- 一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- 二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- 三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- 四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- 五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 二 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 5131 条 低価格調査

予定価格が 1000 万円を超える業務で、指名競争に付するもののうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合は、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等を行うので、受注者は協力すること。

第5132条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第5133条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

【様式集】

1. 現場作業責任者・担当技術者届（様式-1）
2. 業務打合せ記録簿（様式-2）
3. 履行状況報告書（様式-3）
4. 照査項目一覧表（様式-4）
5. 事故報告書（様式-5）
6. 業務災害報告（様式-6）

1. 現場作業責任者・担当技術者届（様式-1）

(様式-1)

現場作業責任者・担当技術者届

令和 年 月 日

福岡北九州高速道路公社
〇〇〇〇部 〇〇〇〇課
主任監督員 殿

受注者名	〇〇〇〇〇	株式会社
代 表 者	(住所)	
	(商号又は名称)	
	(代表者氏名)	印

記

業務名 _____

標記について、下記のとおり定めたので、経歴書を添えて提出します。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 現場作業責任者 | (フリガナ)
氏 名 |
| 2. 担 当 技 術 者 | (フリガナ)
氏 名 |
| | (フリガナ)
氏 名 |
| | (フリガナ)
氏 名 |

2. 業務打合せ記録簿（様式-2）

(様式-2)

業務打合せ記録簿

第 回					追番	〇—〇	頁
	総括 監督員	主任 監督員	現場 監督員		管 理 技術者	照 査 技術者	担当技術者
発注者・印				受注者・印			
発注者				受注者			
業務名							
出席者	発注者			整理番号			
				日 時			
	受注者			場 所			
				打合方式	会 議 ・ 電 話		

打合せ記録簿

第	回	追 番	〇-〇	頁
質疑・確認事項		打合わせ内容		

3. 履行状況報告書（様式-3）

(様式-3)

履 行 状 況 報 告 書

業 務 名					
受 注 者					
履 行 期 間					
工 種	数量	月 日	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)					

管理技術者
印

注) 1、委託業務着手前に、予定工程を記入して提出する。
2、実施工程表を必要事項を記入の上添付する。

4. 照査項目一覽表（様式-4）

基本条件の照査項目一覧表
(照 査 ①)

業 務 名 : _____

発 注 者 名 : _____

受 注 者 名 : _____

照査の日付： 令和 年 月 日

	照査技術者	管理技術者
受注者印		

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目	照査内容		照査①			確認資料 確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	備考 詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照
				該当対象	確認	確認日		
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入		
1	設計の目的、主旨、範囲	1)	設計の目的、主旨、範囲を把握したか。					
		2)	地域構想等に関する上位計画を把握したか。					
		3)	設計の内容、工程等について具体的に把握したか。特記仕様書との整合は確認したか。また、スケジュール管理表を提出したか。					
		4)	技術提案がある場合は、業務計画書に技術提案の内容が反映されているか。					
2	貸与資料の確認	1)	貸与資料は最新版であるか確認したか。また、不足点及び追加事項があるか確認したか。不足がある場合には、資料請求、追加調査等の提案を行ったか。					
		2)	申し送り事項を確認したか。					
		3)	条件明示チェックシートは確認したか。					
3	現地踏査	1)	地形、地質、気象、現地状況（用・排水、土地利用状況、用地境界、浸水想定区域、土砂災害指定地、埋蔵文化財の有無等）を把握したか。					
		2)	沿道状況、交通状況、道路状況、河川状況を把握したか。					
		3)	社会環境状況を把握したか。（日照、騒音、振動、電波状況、水質汚濁、土壌汚染、動植物、井戸使用等） また、環境調査等の資料の有無を確認し入手したか。					
		4)	支障物件の状況を把握したか。（地下埋設物、架空線、マンホール、電柱等）					
		5)	施工計画の条件を把握したか。（時期、ヤード、環境、濁水処理、工事用建物敷地、交通条件、安全性、近接施工、架空線、資機材の進入路等）					
		6)	既設構造物との取り合いを確認したか。					
		7)	施工時の留意事項を把握したか。					
		8)	施工範囲周辺の貴重動植物を確認したか。また、対策の要否を確認したか。					
		9)	施工済み構造物について工事完成図面は確認したか。また現地状況は整合しているか。					
		10)	発注者と合同で現地踏査を実施したか。					

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目	照査内容	照査①			確認資料 確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	備考 詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照
			該当対象	確認	確認日		
			該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入		
4	設計基本条件	1) 設計に使用する技術基準、参考図書（発注者、隣接工区統一）を確認したか。					
		2) 過年度成果における「申し送り事項」に対して確認し、対応方法について協議したか。					
		3) 予備設計成果において、構造形式の選定は適正か。（経済性、安全性、施工性、維持管理性、景観性、総合評価等）また、LCCは適切に考慮しているか。					
		4) 予備設計で想定している施工計画の前提条件は適正か。また、制約条件に変更はないか。					
		5) 予備設計成果において、構造形式（支承形式含む）、橋長、スパン割りは適正か。					
		6) 耐震設計上の重要度の区分（Ａ種の橋、Ｂ種の橋）は適正か。					
		7) 荷重条件（完成形、暫定形、施工時）は適正か。					
		8) 特殊荷重の位置、大きさ、将来荷重（遮音壁、情報版、標識、添架等）の有無は確認したか。					
		9) 新工法、新技術の採用の検討が必要か。					
		10) 暫定計画、将来計画と整合しているか。					
		11) 塩害対策の必要性を確認したか。また、必要な場合、塩害対策区分を確認したか。					
		12) 雪処理の方法を確認したか。（除雪の有無、堆雪帯、積雪深、雪荷重、路肩折れ等）					
		13) 関連する設計、示方書等と整合がとれているか。					
		14) 鋼道路橋設計ガイドライン（案）の適用を検討したか。					
		15) 具体的な維持管理の方法等の計画について条件を確認したか。（点検動線、検査路設置位置、足場等）					
		16) 技術提案がある場合は、業務計画書に技術提案の内容が反映されているか。					
		17) 隣接工区、同路線橋梁との設計条件の整合は確認したか。また、隣接橋との取り合い（設計範囲、桁高、遊間、杓座、ジャッキスペースの確保等）を確認したか。					

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目	照査内容		照査①			確認資料 確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	備考 詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照
				該当対象	確認			
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	確認日 その日付を記入		
5	幾何構造、線形条件	1)	平面及び縦横断線形は道路設計成果と整合しているか。最新条件であることを確認したか。また、道路規格、設計速度は妥当か。					
		2)	建築限界を考慮した幅員の設定、幅員構成、幅員変化、視距の確保は道路設計成果と整合しているか。					
		3)	建築限界への影響はないか。曲線拡幅、視距拡幅は適切か。					
		4)	滞水する可能性（横断勾配反転区間等）がないか確認したか。					
		5)	座標系と基準点は適正か。					
		6)	隣接工区（道路、トンネル坑口等）との取合いを配慮したか。 また、段階施工（暫定・完成）について確認したか。					
6	交差条件	1)	河川条件は満足するか。（基準径間長、阻害率、流心方向、桁下余裕、下部工設置方向、堤防定規断面等）					
		2)	道路交差条件は満足するか。（建築限界、桁下余裕、平面線形、桁架設法等）					
		3)	鉄道交差条件は満足するか。（建築限界、桁下余裕、平面線形、桁架設法、架線処理方法等）					
		4)	支障物件への対応方法の検討の必要性は確認したか。					
		5)	交差協議に関わる協議資料作成の種類と内容を確認したか。					
		6)	フーチングの土かぶりは適切か。（交差条件、車道・歩道での使い分け等）					
		7)	建築限界に維持管理余裕量を確保したか。また、通行車両高を確認したか。					
7	地盤条件	1)	地層構成は妥当か。					
		2)	土質定数の設定は妥当か。また、隣接工区との整合は図られているか。					
		3)	支持層の設定位置は妥当か。					
		4)	追加する土質調査・試験はないか。（ボーリングの調査深度は適切か。追加ボーリングの必要はないか。）					
		6)	地下水位、水圧の設定は妥当か。					
		7)	構造図と柱状図との位置関係は妥当か。					
		8)	軟弱地盤として検討する必要性を確認したか。（液状化、流動化、圧密沈下、側方移動など）					
		9)	液状化判定時の地盤面は適正か。					

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目	照査内容		照査①			確認資料	備考
				該当対象	確認	確認日		
			該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入		確認できる資料の名称、頁等を記入 （例）関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照
8	耐震性能照査	1)	耐震検討条件は妥当か。（固有周期、地域別補正係数、地盤種別、設計水平震度、拘束条件等）。					
		2)	設計振動単位が適正か。					
		3)	免震設計の検討の必要性を確認したか。					
		4)	動的解析の必要性を確認したか（地震時の挙動が複雑な橋）。また、適用基準やモデル化の方法を確認したか。					
		5)	地震力を分散させる構造系または多点固定構造に配慮しているか。					
		6)	耐震設計上の基盤面が適正か。					
		7)	津波に対する防災計画の有無を確認したか。					
		8)	曲線、斜橋の影響を考慮する必要性について確認したか。					
		9)	曲線橋、斜橋に関する細目（横変位拘束装置）の適用を確認したか。					
		10)	剛結構造の適用性を検討したか。					
9	使用材料	1)	高強度材料の適用性を検討したか。使用した材料は道路橋示方書に準拠するものか。また、準拠しない場合は実験等で性能を確認しているか。					
		2)	特殊材料の供給条件は確認したか。（市場性、経済性、入手期間等）					
		3)	耐候性鋼材の使用は可能か。また、防食処理方法は確認したか。					
10	橋面工、橋梁付属 土工の基本条件	1)	付属物は、各基準に適合しているか。					
		2)	舗装厚は適正か。					
		3)	歩道構造は適正か。（歩道と自転車道は兼用か分離か、セミフラット構造かフラット構造か）					
		4)	橋梁用防護柵（地覆形状、種別、材質等）および設置位置・設置方法は適正か。					
		5)	落下物防止柵の設置は必要か。必要な場合の荷重条件は適正か。設置範囲は適正か。					
		6)	遮音壁の設置は必要か。高さおよび荷重条件は適正か。					
		7)	照明柱、標識柱の設置は必要か。必要な場合の荷重条件は適正か。					
		8)	排水に関わる基本条件（降雨量、流末処理等）を確認したか。					
		9)	伸縮装置の選定は適正か。					
		10)	検査路や検査孔の配置計画は、対象橋梁の条件に適合したものとなっているか。（検査動線、設置位置、橋脚・橋台への昇降設備の有無等）					
		11)	支承構造は適正か。（免震、反力分散、固定可動）					
		12)	その他付属構造物を設置する必要があるか。					

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目	照査内容		照査①			確認資料	備考
				該当対象	確認	確認日		
					該当対象項目を抽出し○印を記入			
							確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照
11	関連機関との調整	1)	関連機関との調整内容を確認したか。（河川協議、鉄塔、送電線との近接、交差協議、自然公園、保安林及び埋蔵文化財との調整等）					
		2)	地権者及び地元等の調整内容を確認したか。					
		3)	占有者との調整内容を確認したか。					
12	環境及び景観検討	1)	環境及び景観検討の必要性、方針、内容、範囲等を理解したか。					
		2)	環境及び景観検討の具体的方法、作成すべき資料等は明らかとなっているか。					
		3)	施工範囲周辺の貴重動植物を確認したか。また、対策の要否を確認したか。					
13	コスト縮減	1)	予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書を確認したか。					
14	建設副産物対策	1)	予備設計で作成されたリサイクル計画書を確認したか。					

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

追加項目記入表

No.	照査項目	照査内容		照査①			確認資料	備考
				該当対象	確認			
					確認日			
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にわたっての留意事項」を参照

細 部 条 件 の 照 査 項 目 一 覧 表
(照 査 ②)

業 務 名 : _____

発 注 者 名 : _____

受 注 者 名 : _____

照査の日付： 令和 年 月 日

	照査技術者	管理技術者
受注者印		

細部条件の照査項目一覧表（様式－２）

No.	照査項目	照査内容		照査②			確認資料	備考
				該当対象	確認			
					該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	確認日 その日付を記入	
1	協議関連	1)	協議調整事項は設計に反映されているか。					詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照
2	一般図	1)	平面図、縦断図、横断図は妥当か。（様式－1設計基本条件との整合が図られているか）					
3	上部工	1)	適用基準は正しいか。					
		2)	解析プログラム、解析モデル化は妥当か。また、施工方法、施工ステップを考慮したモデルとなっているか。					
		3)	桁配置は妥当か。					
		4)	桁高および桁形状寸法は妥当か。					
		5)	遊間の設定は、地震時移動量を満足するか。また、隣接工区がある場合には、取り合いが考慮されているか。					
		6)	桁端部と桁遊間は妥当か。また、桁端部において維持管理スペースを考慮したか。（人の出入りできる最低限の遊間量、ウェブの切り欠き等）					
		7)	床版形式、床版厚、床組、ハンチ形状は妥当か。					
		8)	入力値と解析の結果で反力（死荷重）は整合するか。					
		9)	構造物の対称性（桁高、部材厚、スパン等）から反力の確認を行ったか。					
		10)	輸送・架設条件を設計に考慮したか。（運搬路、部材長、部材重量、架設方法と順序、施工ヤード、施工スペース、架設時の構造系等）					
		11)	L2地震による設計（主桁、横桁）の必要性について確認したか。					
		12)	施工工程を設計に考慮したか。（クリープ、乾燥収縮、プレストレス導入時期材齢等）					
		13)	材料使用区分は妥当か。（鋼材（普通鋼材、耐候性鋼材）、コンクリート、鉄筋）					
		14)	構造細目は妥当か。（鉄筋かぶり、ピッチ、継手、折り曲げ位置、フック形状等）（断面変化位置、鋼板厚、板幅、材料使用区分、継手部、補剛材等）					
		15)	塩害対策は適切か。					
		16)	防水工は適切か。					
		17)	塗装系、塗装区分は適切か。					
		18)	添架物の支持方法は適切か。					
		19)	維持管理の観点から補修や補強を行う際に作用する荷重等を考慮する必要があるか。					

細部条件の照査項目一覧表（様式－２）

No.	照査項目	照査内容		照査②			確認資料	備考
				該当対象	確認			
					該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入		
				確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等			詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照	
4	下部工	1)	適用基準は正しいか。					
		2)	橋台、橋脚の位置・形状は適正か。					
		3)	支承条件 (E,F,M、剛結構造 (R))、ジョイントレス構造は妥当か。					
		4)	支承縁端距離は確保されているか。					
		5)	桁かかり長は確保されているか。桁かかり長の算出方法は適切か。					
		6)	形状、寸法の基本的統一は計られているか。また、上部工との整合性を確認したか。(支点位置、構造高等)					
		7)	裏込土、埋戻土の種類と土圧係数は妥当か。					
		8)	施工法は配慮しているか。(運搬路、施工法と順序、施工ヤード、施工スペース、施工区分、コンクリート打設のロット割等)					
		9)	材料使用区分は妥当か。(コンクリート、鉄筋)					
		10)	構造細目は妥当か。(鉄筋かぶり、ピッチ、継手、折り曲げ位置、フック形状等)					
		11)	耐震設計の解析モデルは妥当か。					
		12)	耐震設計上の基盤面、地盤面は適切か。					
		13)	橋脚の地震時保有水平耐力及び応答塑性率、残留変位を確認したか。					
		14)	段違い橋脚の採用適否は適切か。適切な場合、段違い部や桁端部の構造を検討したか。					
		15)	地下水の水位変動や被圧・流速等は確認したか。					
		16)	橋梁周辺の条件に応じた適切なかぶりが確保されているか。また、橋梁周辺の条件に応じた防せい方法であるか。					
		17)	橋台背面アプローチ部の構造は橋台の挙動と同一か。また、異なる場合は変状の速やかな機能の回復が可能な構造となっているか。					
		18)	橋脚の動的解析結果は確認したか。					
		19)	橋座面の排水勾配は確保できているか。また、台座コンクリート、沓座モルタルの構造は適切か。					
		20)	擁壁、護岸工等、近接構造物との取り合いは適切か。					
		21)	橋台周りは道路盛土、切土計画と整合しているか。					

細部条件の照査項目一覧表（様式－２）

No.	照査項目	照査内容		照査②			確認資料	備考
				該当対象	確認			
					確認日			
			該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照	
5	基礎工	1)	適用基準は正しいか。					
		2)	基礎形式は妥当か。(直接基礎、杭、ケーソン、ウェル等)					
		3)	形式、寸法は妥当か。(杭であれば、杭種、杭径、杭配置等)					
		4)	動的解析を実施した場合、解析応答値は反映されているか。					
		5)	支持層への根入れは妥当か。また、薄層支持の照査を行ったか。					
		6)	液状化及び流動化の検討は妥当か。					
		7)	軟弱地盤の場合、橋台の側方移動、圧密沈下量、杭のネガティブフリクションの照査を行ったか。					
		8)	近接施工の問題はないか。					
		9)	解析手法は妥当か。					
		10)	施工法は妥当か。(運搬路、施工法と順序、施工ヤード等)					
		11)	材料使用区分は妥当か。(コンクリート、鉄筋)					
		12)	構造細目は妥当か。(鉄筋かぶり、ピッチ、継手、折り曲げ位置、フック形状、杭の段落とし位置、杭頭処理等)					
		13)	埋設物との取合いは問題ないか。					
		14)	地盤改良の必要性を確認したか。					
		15)	土質定数は妥当か。また、隣接工区、計画路線の他設計との整合等が図られているか。					
		16)	地盤から決まる許容支持力、地盤バネ値の設定は妥当か。					
		17)	基礎の地震時保有水平耐力及び応答塑性率、残留変位を確認したか。					

細部条件の照査項目一覧表（様式－２）

No.	照査項目	照査内容		照査②			確認資料	備考
				該当対象	確認			
						確認日		
			該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照	
6	橋梁付属物工	1)	選定形式、位置、寸法は妥当か。					
		2)	適用基準は正しいか。					
		3)	プレキャスト化、二次製品の使用等を配慮しているか。また、現地への運搬、搬入は可能か。					
		4)	採用案の信頼性を確認したか。（採用実績、NETIS登録等）					
		5)	維持管理性は配慮したか。					
		6)	本体との取合いは妥当か。					
		7)	通信管路は計画されているか。					
		8)	照明配置及び照明用電源管路は計画されているか。					
		9)	景観を配慮しているか。					
		10)	排水計算は行われているか。また、計画降雨強度は適正か。					
		11)	路面排水の流末処理は妥当か（二次排水を考慮しているか）。また、道路詳細設計と整合しているか。					
		12)	橋面舗装、橋面防水工は適正か。また、防水上の水抜きは適正か。					
		13)	鋼製排水工がある場合、その下面に防水工が設置されているか。また、桁端防水は計画されているか。					
		14)	橋面舗装厚、付属工（検査路等）の計画変更はないか。					
		15)	支承、落橋防止システム、伸縮装置、防護柵等の設計条件は適切か。					
		16)	伸縮装置、支承の移動量は妥当か。また、上部工の温度変化は考慮されているか。					
		17)	沓のアンカーボルトとPCケーブルが干渉していないか。					
		18)	落橋防止システムの選定は適正か。（橋軸方向、橋軸直角方向）					
		19)	落橋防止構造と横変位拘束構造の設計荷重は妥当か。					
		20)	標識配置は妥当か。					
		21)	橋台背面アプローチ部（袖擁壁、踏掛版等）は適正か。また、その形状を確認したか。					
		22)	護岸工は適正か。					
		23)	付属物相互の取り合いは考慮されているか。					
		24)	維持管理の確実性および容易さに配慮された計画となっているか。（点検の対象、動線の確保、点検空間の確保等）					

細部条件の照査項目一覧表（様式－２）

No.	照査項目	照査内容		照査②			確認資料	備考
				該当対象	確認			
					確認日			
			照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入		確認できる資料の名称、頁等を記入 （例）関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照	
7	施工計画	1)	埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか。					
		2)	隣接工区（設計条件、使用材料等）との整合性を確認したか。					
		3)	施工方法及び手順は妥当か。また、他工区と施工時期の調整は取れているか。					
		4)	工事用道路（長尺物等の搬入）の経路は妥当か。					
		5)	架設計画で、クレーン組立解体ヤードが確保されているか。					
		6)	鈑桁の架設で横倒れ座屈に対して安全性を照査したか。					
		7)	使用重機の規格、重量は妥当か。					
8	仮設構造物	1)	仮設構造物詳細設計照査要領による。					
9	環境及び景観検討	1)	環境対策（騒音・振動等）は妥当か。また、騒音・振動等は規制値を満足しているか。					
10	コスト縮減	1)	予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書について検討を行っているか。					
11	建設副産物対策	1)	建設副産物の処理方法は適正か。また、リサイクル計画書を考慮したか。					

細部条件の照査項目一覧表（様式－２）

追加項目記入表

No.	照査項目	照査内容		照査②			確認資料	備考
				該当対象	確認			
						確認日		
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にわたる留意事項」を参照

成 果 品 条 件 の 照 査 項 目 一 覧 表

(照 査 ③)

業 務 名 : _____

発 注 者 名 : _____

受 注 者 名 : _____

照査の日付： 令和 年 月 日

	照査技術者	管理技術者
受注者印		

成果品の照査項目一覧表（様式－３）

No.	照査項目	照査内容	照査③			確認資料	備考
			該当対象	確認			
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入		
						確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照
1	設計計算書	1)	打合せ事項は反映されているか。				
		2)	PC鋼材配置は適切か。（縁端距離、鋼材間隔等）				
		3)	計算上の仮定値と設計値との差は妥当か。				
		4)	許容応力度の取り方は正しいか。				
		5)	荷重の組合わせと割増し係数は適当か。				
		6)	荷重図、モーメント図、合成曲げ応力図等は作成されているか。				
		7)	上部工の各部材の応力度や変形及び安定照査は許容値を満たしているか。また、単位は適正か。				
		8)	応力分布性状による有効幅、有効座屈長は適当であるか。				
		9)	下部工、基礎工の各部応力及び安定計算結果は許容値を満たしているか。				
		10)	支承部、落橋防止システムの取付け部の照査をしたか。また、他の構造物との干渉を含めたとり合いの照査をしたか。				
		11)	二次応力を計算する必要は無いか。また、二軸応力や応力集中など特殊な応力状態となる箇所の照査を行っているか。				
		12)	破壊安全度の照査をしたか。				
		13)	座屈規定に基づく計算がされているか。（全体座屈、局部座屈、細長比、幅厚比等）				
		14)	施工条件を配慮した計算となっているか。また、施工ヤードの使用など隣接橋との整合性は配慮されているか。				
		15)	最小鉄筋量等構造細目、必要鉄筋量の集計、配筋要領図は正しいか。				
		16)	所要のじん性率を確保するための帯鉄筋を配置しているか。				
		17)	疲労耐久性に関する照査をしたか。				
		18)	反力、移動量は整合しているか。				
		19)	曲線橋または斜角を有する橋梁において、ねじりモーメントの影響を考慮しているか。				
		20)	下部工の計算書と「地盤バネ定数」や「設計反力」が整合しているか。				

成果品の照査項目一覧表（様式－３）

No.	照査項目	照査内容		照査③			確認資料 確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	備考 詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照
				該当対象	確認	確認日		
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入		
2	設計図	1)	打合せ事項は反映されているか。					
		2)	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。） ・かぶり					
		3)	鉄筋と干渉する部材がないか。					
		4)	縮尺、用紙サイズ等は共通仕様書、または、特記仕様書と整合されているか。					
		5)	必要寸法、部材形状及び寸法等に漏れはないか。					
		6)	一般図等に必要項目が記載されているか。（設計条件、地質条件、建築限界等）					
		7)	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか。					
		8)	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか。					
		9)	取り合い部の構造寸法は適正か。					
		10)	レイアウト、配置、文字サイズ等は適切か。					
		11)	付属物の形式、配置、取り合いは妥当か。					
		12)	各設計図が相互に整合しているか。 ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図					

成果品の照査項目一覧表（様式－３）

No.	照査項目		照査内容	照査③			確認資料	備考
				該当対象	確認	確認日		
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照
2	設計図	13)	使用材料は明記されているか。（橋梁一般図、構造一般図にも明記されているか）					
		14)	上下部工の整合性を確認したか。 ・伸縮装置と橋台パラペット鉄筋及び橋台ウィング鉄筋との干渉の有無 ・橋台・橋脚天端の横断勾配による支承モルタル厚の不足 ・下部工検査路ブラケット等で使用するあと施工アンカーの下部工鉄筋との干渉。 ・踏掛版とパラペット背面のブラケット位置、落橋防止装置の取付け位置。 ・後打ちコンクリート部、支承アンカー箱抜きと横拘束筋、添架物箱抜きを補強筋等					
		15)	橋台パラペットは上部工のPC鋼材の緊張に影響しないか。（緊張可能な上部工施工であるか。鉄筋は機械式継手であるか等）					
		16)	伸縮継手の切り欠きが定着体の縁端距離を確保しているか。					
		17)	輸送制限に関して部材寸法を確認したか。					
		18)	用地境界の取り合いを確認したか。（上部工、下部工と用地境界の離隔等）					
		19)	維持管理計画が反映されているか。					
		20)	施工に配慮した設計図となっているか。					
		21)	P C 鋼材の緊張スペースは確認したか。					
		22)	PC鋼材の定着部が配筋に配慮されているか。					
		23)	開口部等の補強鉄筋、追加鉄筋は適切か。					
		24)	設計計算書に示された設計検討断面の配置鉄筋量が図面に適正に反映されているか。					
		25)	図面が明瞭に描かれているか。（構造物と寸法線の使いわけがなされているか。）					
		26)	起点・終点の向きは適正か。					

成果品の照査項目一覧表（様式－３）

No.	照査項目	照査内容		照査③			確認資料 確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	備考 詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照
				該当対象	確認	確認日		
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入		
3	数量計算書	1)	数量計算は、数量算出要領及び打合せ事項と整合しているか。（有効数字、位取り、単位、区分等）					
		2)	数量計算に用いた寸法、数値、記号は図面と一致するか。					
		3)	数量取りまとめは、種類毎、材料毎に打合せ区分にあわせてまとめられているか。					
		4)	数量計算の根拠となる資料（根拠図等）は作成しているか。					
		5)	橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか。					
		6)	橋台背面アプローチ部の数量を算出しているか。					
		7)	施工を配慮した数量計算となっているか。（伸縮装置のフェイス下端及び下フランジ下端の無収縮モルタル等）					
		8)	工種・種別・細別は工種別体系と一致しているか。					
		9)	数量全体総括、工区総括、ブロック総括等、打ち合わせと整合し、かつ転記ミスや集計ミスがないか。					
		10)	使用する材料の規格及び強度等は記入されているか。					
		11)	部材重量（ブロック重量）を確認したか。					
		12)	塗装面積が塗分け区分図と整合しているか。					
4	施工計画書	1)	施工時の道路・河川等の切廻し計画は妥当か。					
		2)	工事用道路、運搬路計画は妥当か。					
		3)	施工ヤード、施工スペースは確保されているか。					
		4)	部材長、部材寸法、部材重量は適正か。					
		5)	施工方法、施工手順が妥当であるか。					
		6)	施工に対する送り事項が記載されているか。					
		7)	支保工、仮設備等は妥当か。					
		8)	施工工程は妥当か。また、隣接工区との工程が考慮されているか。					
		9)	経済性、第三者を含む安全性の確保はされているか。					
		10)	工事時の環境面が配慮されているか。					
		11)	施工機械の種類、規格は適切か。					
		12)	施工時の重機やベント等の安定・安全性は適切か。					
		13)	全体事業計画との整合が図られているか。					
		14)	河川内に仮設構造物を構築する際、非出水期、出水期を考慮しているか。					
		15)	河川管理者との協議結果（施工方法、施工時水位、阻害率等）が反映されているか。					

成果品の照査項目一覧表（様式－３）

No.	照査項目	照査内容	照査③			確認資料	備考	
			該当対象	確認	確認日			
				該当対象項目を抽出し○印を記入				照査を完了した項目について○印を記入
						確認できる資料の名称、頁等を記入 （例）関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等に あたっての留意事項」を参照	
5	設計調書	1)	設計調書の記入は適正になされているか。					
		2)	マクロ的に見て問題ないか。（設計条件、幾何条件、主要寸法、主要数量（例、m2当たりコンクリート量、m3当たり鉄筋量、m2当たり鋼重等）を類似例、一般例と比較する。）					
6	設計概要書	1)	設計概要書は作成したか。					
7	赤黄チェック	1)	赤黄チェック等により照査したか。					
8	報告書	1)	報告書の構成は妥当か。また、特記仕様書の内容を満足しているか。					
		2)	打合せや協議事項は反映されているか。					
		3)	設計条件の考え方が整理されているか。					
		4)	比較検討の結果が整理されているか。					
		5)	今後の課題、施工上の申し送り事項及び工事発注に際しての留意事項が記述されているか。					
		6)	「電子納品要領（案）」に基づいて適正に作成したか。					
9	コスト縮減	1)	実施したコスト縮減効果は整理したか。					
10	建設副産物対策	1)	リサイクル計画書を作成しているか。					
11	TECRIS	1)	TECRISの内容について、発注者と確認を行ったか。					

成果品の照査項目一覧表（様式－３）

追加項目記入表

No.	照査項目	照査内容		照査③			確認資料	備考
				該当対象	確認			
					確認日			
				該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	その日付を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入 (例) 関連基準類、過年度成果の該当頁 等	詳細設計照査要領の概要「6. その他記載等にあたっての留意事項」を参照

5. 事故報告書（様式-5）

様式 - 5

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

福岡北九州高速道路公社

理事長 ○○ ○○ 様

○○○○コンサルタント(株)

1. 事故発生日時
2. 事故発生場所
3. 業務名、履行期間、受注者、契約金額、業務概要
4. 事故の内容
5. 事故発生後の応急措置
6. 被災者の氏名、年齢、状態
7. 事故の原因
8. 事故時の経緯
9. 現場の見取図
10. 関係機関等への対応状況
11. 業務関係書類
12. 再発防止策

6. 業務災害報告書（様式-6）

業 務 災 害 報 告 書

令和 年 月 日

福岡北九州高速道路公社
理事長 様

住 所 _____
受注者名 _____ 印

(業務名) _____

上記業務において、下記のとおり災害が発生しましたので報告します。

記

1. 発 生 （ 確 認 ） 日 時
2. 発 生 場 所
3. 発 生 原 因
4. 災 害 概 要
5. 応 急 処 置 概 要
6. 添 付 書 類
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- 位置図・状況詳細図・災害状況説明書